

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	A：国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
		A	B	(A)	—	—
評定に至った理由	項目別評定の通り、研究開発成果の最大化に向けて、「Ⅰ.－1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」、「Ⅰ.－2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」及び「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」において顕著な成果を得ている。また、「Ⅰ.－3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」、「Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行」、「Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項」については、着実な業務運営がなされている。以上より、全体評定をA評定とした。					

2. 法人全体に対する評価	
○ 令和7年度は中長期目標期間の3年目に該当する。全ての項目が第5期中長期計画及び年度計画を達成しており一部項目においては顕著な成果が得られたが、「経済産業省独立行政法人の目標策定及び評価基本方針」において、中長期目標期間の3年目以降は項目別評定でAを得る要件として、各評価項目に設定された全ての定量指標が直近過去2年間の平均値を上回ることが定められていることを踏まえ、下記のとおり各項目の自己評価を実施した。この結果、全体評定をA評価とした。 ○ 「Ⅰ.－1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」については、対象となる定量指標1－1【困難度高】が対計画値100%以上を、定量指標1－2が対計画値120%を達成し、以下のように顕著な成果が認められA評価相当であるが、両指標とも直近過去2年間の実績値を下回るため定量評価としてはBとなる。一方、令和7年度においては「NEDOによるプロジェクトマネジメントの進化に向けて（以下、「プロマネ進化指針」という。）」の策定や大阪・関西万博における国際連携の強化等、定量指標に十分に反映されない成果があることを考慮事項とし、総合的な判断として項目別評定をAとした。 ・ 機構が標準的に実施している取組に加え、個別プロジェクトの実情に応じたマネジメントの工夫を凝らしプロジェクトマネジメントを行った。たとえば、「グリーンイノベーション基金事業／次世代蓄電池・次世代モーターの開発」においては、機構が中立的な立場を活かし、製品評価技術基盤機構（NITE）との連携を主導することで、当事業に参画するOEMが、NITEが運用する全固体電池評価設備を用いた挙動検証を早期に開始することができた。競争関係にある事業者間での自発的な合意形成が困難であるところ、機構の働きにより性能・安全性評価手法の標準化に向けた検討を進展させた。「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」においては、事業終了後も持続的に自立運営できる体制を構築することが不可欠であったため、アカデミア中心の事業者に対し、バイオ分野に特化した有識者から助言を受ける場の提供や他事業に参画する企業との橋渡しを行った。機構の独自の知見やコネクションを活かしたことで、本事業の成果を活用した微生物探索の受託開発を担う大学発スタートアップが設立されるなどの成果が得られた。 ・ 機構のミッションであるエネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化等に貢献する顕著な研究開発成果が創出された。たとえば、「水素社会構築技術開発事業」においては、UCC上島珈琲株式会社が本事業の成果を活用し、焙煎工程でのCO₂の直接排出がほぼゼロとなる大型水素焙煎機によるコーヒー焙煎の量産化を世界で初めて達成し、全国セブンイレブン店舗においても水素焙煎コーヒーの販売を開始した。「省エネエレクトロニクスの製造基盤強化に向けた技術開発事業」においては、株式会社オーク製作所が先端半導体パッケージの開発期間短縮及び量産時のプロセスの効率化を可能とする、高解像・高精度なダイレクト露光装置を開発し、さらに製品の出荷の見通しが立った。機構が同社と共同記者会見で成果発表したことで日本経済新聞等の記事掲載に至り、半導体パッケージメーカー等からの多数の問い合わせに繋がっている。「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」においては、Synthetic Gestalt 株式会社が世界最大の分子情報特化型基盤AIモデル「SG4D10B」を開発し、世界標準の創薬ベンチマークにおける重要な3指標（毒性、透過性、安定性）で世界1位の性能を達成。同社はNEDO事業の成果を含めた研究実績により第11回JETAベンチャー賞を受賞した。 ・ 横断的な研究開発マネジメントとして業務プロセス等の不断の改善を実施した。たとえば、事業者の提案準備期間の確保、提案数の増加及び事業の早期立ち上げの実現性を高めることを目的として、従前12月下旬以降に実施していた公募予告をより早期に行えるように運用を見直し、機構と事業者双方の業務効率の向上に繋がった。 ・ 「プロマネ進化指針」を策定し、研究開発から事業化・社会実装まで一貫通貫した支援を強調し、機構のプロジェクトマネジメントの付加価値を高めるための方向性を打ち出した。具体的な実務体系に落とし込むため、「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」を8年ぶりに改訂し、マネジメント活動を体系的に再整理するとともに、実施者の能動的な行動を引き出す伴走支援、成果の実用化・事業化を見据えた支援の仕方等、新たな内容を追加した。 ・ 大阪・関西万博を、国内外の多様な主体との新たな連携を構築する戦略的機会と位置付け、海外政府・機関、研究機関、企業等との交流案件は26か国40件に及び、文書の締結や講演対応等を含め、新たな関係構築が進展した。 ・ 機構が継続的に支援してきた研究分野から、京都大学の北川進 特別教授及び大阪大学の坂口志文 特別荣誉教授がノーベル賞を受賞し、国際的にも極めて高い評価を受ける成果が顕在化した。 ○ 「Ⅰ.－2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」については、対象となる定量指標2－1【困難度高】が対計画値100%以上を達成し以下のように顕著な成果が認められ、定量指標2－2は直近過去2年間の実績値を下回るが、極めて高い達成水準を達成している。経済産業省の基本方針において「背景や達成水準等を考慮し評定を付す」とされていること、また、スタートアップ成長支援に係る業務実績を考慮して、定量指標をAと自己評価するとともに、項目全体として十分な成果が確保されていることを踏まえ、項目別評点をAとした。 ・ ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）では、支援したスタートアップ2社が外部投資家から事業性について評価され資金調達に至ったほか、機構の事業を通じて4社が事業会社等との連携を進展させた。	

- 事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出を目的とした事業では、実施した勉強会やセミナーにて高い関心が確認された会社に対して機構の他施策を接続した。この結果、NEPには2社が採択され、施策間の有機的な連携による成果が得られた。
 - ディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証を支援する事業では、これまでに支援した116社の外部資金調達が進展し、令和7年度の調達額は700億円を上回った。海外企業との販売提携を開始するなど海外展開が具体的に進展した例もあるなど、顕著な成果が得られた。
 - 起業家支援に係る相互協力を新たに2大学と締結、スタートアップ支援機関連携協定（Plus）ではワンストップ窓口として100件を超える相談に対応した他、中小企業基盤整備機構の実施する「J-Goodtech」へ8社を接続するなど、スタートアップ・エコシステムを構築するとともに連携による成果を創出した。
 - 大阪・関西万博で経済産業省等と共催した「Global Startup Expo 2025」では、関係機関と連携し国際的なパートナーシップ構築と世界発信の機会を提供した。機構が経済産業省に紹介し、招聘した米国ベンチャーキャピタル（VC）Alumni VenturesのCEOが、基調講演において150億円規模のJapan Fund設立を発表するに至り、海外連携の深化に貢献した。
- 「Ⅰ. ー3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」については、対象となる定量指標3ー1【困難度高】が対計画値100%以上を達成し以下のように顕著な成果が認められ、定量指標3ー2が対計画値120%を達成したが、両指標が直近過去2年間の実績値を下回るため項目別評点をBとした。
- 世界的な注目に先立ち、天然水素に関する国内外の先行的な取組について、海外スタートアップ経営者へのヒアリング等を通してトップレベルの情報収集・分析を行った。得られた知見を基に増進型天然水素の社会実装に必要な技術開発やロードマップを取りまとめたイノベーション戦略案を策定し、フロンティア育成事業の新規公募に繋げた。さらに国内外のイベント・国際会議等を通じて情報発信を行い、プレーヤー拡大に寄与したことに加え、読売新聞夕刊一面トップに機構の最新の取組を含めた天然水素の記事が掲載されるなど同領域の社会的認知度の向上に至った。
 - フロンティア育成事業では、米国ARPA-E型マネジメント手法に係る調査・分析から得られた示唆を踏まえ、RFIによって幅広くアイデアを集め、PDと提案者（企業・大学等）の議論を通じて戦略・プロジェクトをアジャイルに見直しながら練り上げるマネジメント手法を新たに取り入れた。
 - 「Innovation Outlook Ver.1.0」を公開するとともに、さらに新たな領域を提案する増補版を取りまとめた。増補版では新たにブレインテック・ニューロテック領域及び幾何×情報に基づく産業基盤の高度化領域を取り上げ、これまで機構で取り組んだことのない領域を開拓した。
 - 内閣府設置ワーキンググループにおける注目分野の情報提供、中小企業庁主催「アトツギ甲子園」の技術的評価に対する助言など、政策エビデンスの提供を通じて国の施策に貢献した。さらに、定期的な情報提供が、経済産業省が策定した「半導体・デジタル産業戦略の今後の方向性」に活用されるなどの成果も得られた。
- 「Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行」については、対象となる定量指標4ー1の結果及び以下のように基金管理及び審査業務が適切に実施されていることを踏まえ、「Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行」をB評価とした。
- 格付け会社から投資適格評価を受けるなど基金の安全性を担保しうる金融機関に資金を預け入れており、また、経済産業省が示す実施要領及び関係法令で許可されておりかつ元本保全性や弾力的な予算執行に適合する方法で資金運用を行うなど、基金管理業務を適切に実施した。
 - 各基金の特性を踏まえ管理上の工夫を行った。特定半導体生産施設整備等助成業務においては、建物など規模が大きい財産や一度に多数の機器を導入する案件が発生し、従前のルールどおりに取得財産へ管理シールを貼付することが困難となる事例があったが、機構と協議の上で定めた方法により管理できる旨を新たに交付規程に定めたことで、電子的管理等事業者の実務実態に即した柔軟な管理が可能となった。
 - 提案者からの応募書類のアクセスを関係者に制限する等適切に管理し、採択審査プロセスにおいては提案者と採択審査委員の利害関係を事前に確認し公平で公正な審査となるよう措置を講じるなど、審査業務を適切に実施した。
- 「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」については、業務運営の効率化に資する以下のような顕著な成果が得られているため、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」をA評価とした。
- 国際的な取組の強化を図るため、ジャカルタ事務所の開設及び本部事業部門の編成見直しにより組織体制を強化。さらに、NEDOデスクの全国経済産業局への設置完了により、各地域のスタートアップ等との連携体制を強化した。
 - 生成AIの業務利用を開始に向けた組織的な取組を展開した。公的機関として求められる情報セキュリティ、コンプライアンス及び説明責任を確保した利用ルールの整備・周知、プロジェクトチームの先行利用により得られた知見の共有等を経て、11月に機構全体での業務利用を開始した。機構内外からの問い合わせ頻度が高い業務領域を対象にAIエージェントの構築・概念実証を行い、一部は機構内公開の目途が立つなど、横断的な業務改善にも繋がった。
- 「Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項」については、第5期中長期計画及び令和7年度計画に基づき着実な業務運営がなされていることから、それぞれB評価とした。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等
・第5期中長期計画に基づき、さらなる研究開発マネジメントの機能強化を通じて研究開発成果の最大化を図るとともに、研究開発成果を速やかに社会実装につなげるための取組を推進する。

4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	－（大臣評価において記載）
監事の主な意見	－（大臣評価において記載）

中長期目標（中長期計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
Ⅰ．研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（60％）								
	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	(<u>A</u> ○)	—	—	I．－1	
	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	(<u>A</u> ○)	—	—	I．－2	
	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	(<u>B</u> ○)	—	—	I．－3	
Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行（15％）								
		<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	(<u>B</u> ○)	—	—	Ⅱ	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 「項目別調書 No.」欄には、令和7年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※4 令和5年度及び6年度は大臣評価結果、7年度は自己評価結果を記載。

中長期目標（中長期計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度		
Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項（10%）								
		B	A	(A)	—	—	Ⅲ	
Ⅳ．財務内容の改善に関する事項（7.5%）								
		B	B	(B)	—	—	Ⅳ	
Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項（7.5%）								
		B	B	(B)	—	—	V	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. ー1	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2
当該項目の重要度、困難度	【重要度高】 【困難度高】：（指標1－1）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899） ムーンショット型研究開発事業（予算事業ID 017230） ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（予算事業ID 017338） グリーンイノベーション基金事業（予算事業ID 017346） 経済安全保障重要技術育成プログラム（予算事業ID 018026） バイオものづくり革命推進事業（予算事業ID 017249）

2. 主要な経年データ																				
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）												
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度							
	指標1－1 研究開発マネジメント活動に係る外部有識者の評点（実績）	4段階評点の平均が最上位または上位の区分（2.0点以上）	2.60点	2.72点	2.52点	—	—		予算額（千円）	1,016,228,802	1,480,299,697	2,081,259,047	—	—						
	（上記の達成度）	—	130%	136%	126%	—	—		決算額（千円）	535,415,476	1,045,487,196	1,385,954,995	—	—						
	指標1－2 「NEDO担当者が重要な役割を果たした」と回答した率（実績）	40%	69.5%	51.1%	51.0%	—	—													
	（上記の達成度）	—	174%	128%	127%	—	—		経常費用（千円）	534,603,242	1,015,784,509	1,384,797,377	—	—						
	経済効果（アウトカム）の把握	— （モニタリング指標）	80.2兆円	80.8兆円	89.1兆円	—	—								経常利益（千円）	2,073,872	2,322,394	2,801,676	—	—
									従事人員数	1,492人の内数	1,542人の内数	1,601人の内数	—	—						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. — 2	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2
当該項目の重要度、困難度	【重要度高】【困難度高】：（指標2－1）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899） ディープテック・スタートアップ支援事業（予算事業 ID 017269）

2. 主要な経年データ														
	①主な参考指標情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	指標2－1 研究開発マネジメントに係る外部有識者の 評点（実績）	4段階評点 の平均が最 上位または 上位の区分 （2.0点以 上）	2.43点	2.58点	2.75点	—	—		予算額（千円）	12,196,211	78,241,789	53,228,702	—	—
	（上記の達成度）	—	122%	129%	138%	—	—		決算額（千円）	6,530,904	17,819,359	23,875,465	—	—
%	指標2－2 NEDO担当者の対 応に①「満足してい る」又は「非常に満 足している」と回答 した率及び②「非常 に満足している」と 回答した率（実績）	①85%以上 ②35%以上	98.2% 70.9%	96.5% 67.1%	96.5% 70.2%	—	—		経常費用（千円）	6,502,514	17,818,255	23,846,359	—	—
	（上記の達成度）	—	203%	192%	201%	—	—		経常利益（千円）	110,516	69,177	197,658	—	—
	新規採択額に占める 中堅・中小企業等の 採択額の割合（実 績）	— （モニタリ ング指標）	20.0%	55.4%	16.3%※ （16%）	—	—		行政コスト（千円）	6,502,514	17,818,255	23,846,359	—	—
	スタートアップの株 式上場（IPO）等 （実績）	— （モニタリ ング指標）	2,893億円	1,169億円	130億円	—	—		従事人員数	1,492人の内 数	1,542人の内 数	1,601人の内 数	—	—

※令和7年度NEDO公募要領上での「中堅企業」の定義変更に伴い、変更後の定義に基づき算出。変更前の定義に基づき算出した数値は括弧書き内に記載。令和5～6年度実績値は変更前の定義に基づき算出。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. — 3	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条
当該項目の重要度、困難度	【重要度高】 【困難度高】：（指標3－1）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899）

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	指標3－1 技術インテリジェン ス活動に係る外部有 識者の評点（実績）	4段階評点 の平均が最 上位または 上位の区分 （2.0点以 上）	2.80点	2.70点	2.69点	—	—	予算額（千円）	8,757,784	8,782,898	13,635,089	—	—
	（上記の達成度）	—	140%	135%	135%	—	—	決算額（千円）	8,187,514	7,777,893	9,814,312	—	—
	指標3－2 先導研究プログラ ムの終了時評価の評 点が上位2区分の割 合（実績）	40%	77.1%	81.0%	66.7%	—	—	経常費用（千円）	8,125,267	7,774,628	9,755,542	—	—
	（上記の達成度）	—	193%	203%	167%	—	—	経常利益（千円）	166,643	137,694	282,770	—	—
								行政コスト（千円）	8,125,267	7,774,628	9,755,542	—	—
								従事人員数	1,492人の内 数	1,542人の内 数	1,601人の内 数	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中長期目標、中長期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	<自己評価> ○ 「I. - 1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献」については、対象となる定量指標 1 - 1 【困難度高】が対計画値100%以上を、定量指標 1 - 2が対計画値120%を達成し、以下のように顕著な成果が認められA評価相当であるが、両指標とも直近過去2年間の実績値を下回るため定量評価としてはBとなる。一方、令和7年度においては「プロマネ進化指針」の策定や大阪・関西万博における国際連携の強化等、定量指標に十分に反映されない成果があることを考慮事項とし、総合的な判断として項目別評価をAとした。 ○ 「I. - 2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援」については、対象となる定量指標 2 - 1 【困難度高】が対計画値100%以上を達成し以下のように顕著な成果が認められ、定量指標 2 - 2は直近過去2年間の実績値を下回るが、極めて高い達成水準を達成している。経済産業省の基本方針において「背景や達成水準等を考慮し評価を付す」とされていること、また、スタートアップ成長支援に係る業務実績を考慮して、定量指標をAと自己評価するとともに、項目全体として十分な成果が確保されていることを踏まえ、項目別評価をAとした。 ○ 「I. - 3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」については、対象となる定量指標 3 - 1 【困難度高】が対計画値100%以上を達成し顕著な成果が認められ、定量指標 3 - 2が対計画値120%を達成したが、両指標が直近過去2年間の実績値を下回るため項目別評価をBとした。 ○ これらの評価に対して、外部有識者（業績評価点検委員）から以下のとおり妥当であるとの意見をj得ている。 (I. - 1) 「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」において、大学中心ではなかなか社会実装に至っていなかったところ、NEDO側から積極的にアプローチしてNEDO及びMETIの支援事業の情報を提供すると共に、ベンチャーキャピタル代表の技術委員からアドバイスする場を設けたことにより、大学発ベンチャーの起		

		業につながったことは高く評価できる。 - 標準化を目指す分野で評価機関等と連携して評価手法の検討や検証の場の早期の立ち上げを図ったり、複数テーマが並行する事業において、成果が個別最適にとどまらないようテーマ横断での設計方針や論点整理を行うなど、研究開発成果の社会実装を各プロジェクトの状況等に応じて主体的にリードするマネジメントを展開していることは、他のファンディング機関と比べても極めて優れた取組である。 - 懸賞金活用型プログラムは、NEDOの特長的な研究開発支援制度であると言えるが、同プログラムにおいて、社会的に大きな問題となっている廃棄物に混入したリチウムイオン電池を検知する技術が開発され、事業化に至ったことは注目される。 - 機構を横断する取組として、研究開発マネジメントに係るノウハウをNEDO内部で共有するために、報告会を開催し横展開を図ったことは素晴らしい。 - 考慮事項として、2025年大阪・関西万博を「国内外の多様な主体との新たな連携を構築する戦略的機会」と位置付けて主体的・戦略的に行動した結果、同万博を起点とした新たな関係構築が進展したことは喜ばしい。また、テレビやSNSを含め、従来より発信規模・到達手段を大きく拡張した取組を展開したことは注目に値する。さらに、研究開発から事業化・社会実装までを一気通貫で支える「プロマネ進化指針」を公表し、それをNEDO内部のマネジメントに落とし込むためにガイドブックを改訂するなど、蓄積されたノウハウを個人に留めずに整理・体系化して、柔軟で効果的な研究開発マネジメントを組織として安定的に実現できるように取り組まれていることは非常に素晴らしい。加えて、大学等の一部支援先について、サンプル検査の試行を開始したことは、検査の適切性を確保しつつ、より効率的な検査方法を追求する観点から注目に値する取組である。 - 京都大学の北川進 特別教授および大阪大学の坂口志文 特別栄誉教授の研究を支援し、ノーベル賞受賞に寄与したことは素晴らしい。特に北川特別教授については、2009年度から支援を開始し、同教授が顧問を務める株式会社Atomisへの支援を含め、現在もグリーンイノベーション基金事業において支援しており、長期間にわたり継続的に支援してきたことは先見の明であったと言える。 - 上述したような顕著な取組により、定量的指標では直近2年間の平均値を超えていないものの、もとより目標達成率は120%を超える高い水準にあり、十二分にA評価に値すると		
--	--	---	--	--

		思料する。 • 一方、技術開発の進展に寄与したNEDOの姿は明確に示されているが、その結果として、具体的に誰（スタートアップや既存の事業会社等）によるどのようなイノベーション（具体的な製品サービス、売上・収益規模、創出雇用数、時価総額の増分）に結実したかが明確になっていない。プロセスよりも成果に重きをおいた説明が必要。 （I. - 2） • 長期の研究開発と大規模な資金を要するディープテック・スタートアップの研究開発へ支援を行い、イノベーションを促進することを目指して、スタートアップの創業前の起業家候補の育成・支援から始め、創業初期のハンズオン、人材マッチング、実用化研究開発、量産化実証、外部資金獲得、事業開発までスタートアップの成長ステージをシームレスにカバーする形で精緻な制度設計がなされていることは高く評価できる。 • これらの多彩かつきめ細かいスタートアップ支援の展開によりスタートアップエコシステムを形成していることに加え、NEDOを含む政府系9機関（その後22機関）の連携によるスタートアップ支援に関するプラットフォームである「Plus」の事務局を務めていることは高く評価できる。 • Immersion Programの米国コースに参加した企業の時価評価額が11.5億ドルに達し、米国において日本人だけで創業したスタートアップとして初めてユニコーン企業となったことは注目に値する。 • 上述したような顕著な取組により、定量的指標では直近2年間の平均値を超えていないものの、もとより100%に近い極めて高い目標達成水準にあり、十二分に「A」評価に値すると思料する。 （I. - 3） • 機構の有する技術インテリジェンスを駆使して、国策とも合致する形で、日本のイノベーションの勝ち筋を見出し、大企業等の既存事業会社とスタートアップをすべて巻き込む形で戦略的な選択と集中を通して、日本のイノベーションの方向づけをNEDOが主導すべきではないか。機構はそれなりの規模の資金手当てにより事業者を支援をしているが、イノベーション実現の当事者としての認識を持つべきと思料。やることとやらないことを明確に選別してグローバル市場でMarket Makeするという気概を持ってほしい。 • ARPA-Eに職員を1か月も派遣したと共に幹部同士の意見交換を数回にわたり行い、ARPA-Eの成功を支えているプロジ		
--	--	--	--	--

			エクトマネジメント手法を本格的に導入して、従来分けて行われていたRFIとFSをPDが一貫して行うマネジメントを開始したことは評価できる。 - 事業への幅広い応募を促進するために、事前にネットワーキングイベントを開催して、関心を有する者同士の接点を創出したことは、米国DARPA等では見られる取組である一方、日本ではあまり見られない取組であり、評価できる。懸賞金活用型プログラムに限らず、複数の事業者の連携が必要となる大規模な研究開発支援において、あるいは機構の事業全体について、公募説明会の前にネットワーキングイベントを開催することを検討してはどうか。 - 内閣府や経済産業省の政策エビデンスとなる知見・情報を提供し、政府の「第7期科学技術・イノベーション基本計画」の戦略的重点領域や経済産業省の「半導体・デジタル産業戦略」等の重要政策の立案に寄与したことは高く評価できる。さらに、内閣府の「重要技術戦略研究所（仮称）」（安全・安心に関するシンクタンク）設立に向けて委員として協力を求められたことも、機構の知見が信頼されている証と言え、評価できる。		
	1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下の①～③のとおり業務を実施している。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略の検討を行う取組を実施した。 懸賞金制度については、活用拡大に向けた制度改正や懸賞金制度に携わる職員による機構内向けの報告会の開催等、同制度のさらなる導入促進につながる取組を実施した。加えて、技術課題や社会課題の解決に資する多様なシーズ・解決策をコンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を通じて募る“NEDO Challenge”シリーズとして、7件の課題について懸賞広告を掲載し、10件の課題についての懸賞広告の掲載に向けた準備を進めた。	① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国が策定する政策、機構のイノベーション戦略センター（TSC）が提供する各技術分野の俯瞰情報、さらに当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる事業内容となるようにした。 概算要求の結果を踏まえて、現在次年度に実施が見込まれている8事業を対象に事前評価を実施しており、事業実施者の決定前までに完了予定である。事前評価の実施に当たっては、各事業の基本計画の作成の際に、中間時点や事業終了時での達成目標（アウトプット目標）を定量的かつ明確にしつつ、特に研究開発成果に関す	【評価の根拠】 - 機構が標準的に実施している取組に加え、個別プロジェクトの実情に応じたマネジメントの工夫を凝らしプロジェクトマネジメントを行った。さらに、機構のミッションであるエネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化等に貢献する顕著な研究開発成果が創出された。 - 横断的な研究開発マネジメントとして業務プロセス等の不断の改善を実施した。たとえば、事業者の提案準備期間の確保、提案数の増加及び事業の早期立ち上げの実現性を高めることを目的として、従前12月下旬以降に実施していた公募予告をより早期に行えるように運用を見直し、機構と事業者双方の業務効率の向上に繋げた。 「プロマネ進化指針」を策定し、研究開発から事業化・社会実装まで一貫通貫した支援を強調し、機構のプロジェクトマネジメントの付加価値を高めるための方向性を打ち出した。具体的な実務体系に落とし込むため、「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」を8年ぶりに改訂し、マネジメント活動を体系的に再整理するとともに、実施者の能動的な行動を引き出す伴走支援、成果の実用化・事業化を見据えた支援の仕方等、新たな内容を追加した。 - 大阪・関西万博を、国内外の多様な主体との新たな連携を構築する戦略的機会と位置付け、戦略的かつ横断的な取組を実施した。海外政府・機関、研究機関、企業等との交流案件は26か国		

		る国際標準化が有効と考えられる分野では、標準化に係る具体的な取組を記載することとし、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示した価値起点での評価を行い、その結果については、必要に応じて基本計画へ反映した。	
	② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築している。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ、事業者向けマニュアルの継続的な見直し等、簡素化・効率化を図った。具体的に以下の取組を実施した。 ○公募プロセスでは事業者の提案準備期間の確保、事業者からの提案数の増加及び事業の早期立ち上げの実現性を高めることを目的として、公募予告をより早期に行えるように運用を見直した。 ○公募に対する事業者の理解度を高め、より良い提案を集めることを目的に予告・公募期間中の事前相談の運用方針を明確化した。これにより公募プロセスの更なる効果発揮と効率化を図った。 ○プロジェクト進行中の体制変更や手続きの煩雑さ・個別対応の多発を是正するために、体制変更や計画変更の手続きを体系的に整理した、機構内職員向けの「計画・体制変更手続に係る運用マニュアル」を策定した。これによりプロジェクトの進捗状況や環境の変化により、開発項目の見直しや体制変更を行う際の個別対応の減少や、関係部署間の調整や承認がスムーズになり、プロジェクトマネジメントの円滑化に貢献した。 事業の予見性向上と進捗に応じた柔軟な執行を図るため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応えるための予算再配分による期中の追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を視野に入れつつ実施した。 委託事業では、日本版バイドール条項に基づく知財の受託者帰属により研究活動の活性化と成果の効果的活用を図るとともに、全委託事業に「知財マネジメント基本方針」を適用し、最適単位での知財合意書の策定や海外展開を踏まえた出願を原則化した。また、応募書類で知財・標準化等の取組の記載を求め、さらに「NEDO標準化マネジメントガイドライン」の活用等を通じて、企業等による知財・標準化戦略を踏まえた研究開発マネジメントを実施した。 有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上と質の高い研究成果を得るため、令和7年度から開始した6件の交付金事業にインセンティブ制度を新たに導入し、令和7年度にインセンティブ評価・付与時期を迎えた5事業のうち3事業にインセンティブを付与した。加えて、研究開発成果の事業化・社会実装を促進するため、成果を活用しようとする事業者への支援を行うとともに、株式会社産業革新投資機構（JIC）及び株式会社日本政策投資銀行（DBJ）との相互協力協定に基づき、意見交換の実施やNEDO技術委員へ就任いただきファイナンスの知見を提供いただくなど積極的に連携した。 研究開発成果の速やかな事業化に向け、外部有識者委員会の知見も活用しつつ研究開発マネジメント、テーマ・提携先の選定、他の経営資源との組み合わせなど成	40件に及び、文書の締結や講演対応等を含め、新たな関係構築が進展した。 - 機構が継続的に支援してきた研究分野から、京都大学の北川進 特別教授及び大阪大学の坂口志文 特別荣誉教授がノーベル賞を受賞し、国際的にも極めて高い評価を受ける成果が顕在化した。 【外部評価委員（指標1－1）の主なコメント】 - 事業ごとに重視すべき観点（社会実装、アウトカム、技術進展、社会的波及等）が異なる中で、それらに応じた適切な対応がなされている点は評価できる。 - 外部有識者からの指摘への適切な対応や、事業者間の連携体制構築に加え、ユーザー企業や国内外研究者等の外部ステークホルダーとの連携を含めた取組が進展している。 - 予算や開発スケジュールの柔軟な見直しにより進捗遅延へ対応した事例や、計画を前倒しして成果創出に至った事例が見られ、マネジメントの工夫が実際の成果につながっている。 - 研究開発の進行に伴う計画修正や進捗管理が担当者個人に依存する側面があるため、想定外事象や市場・技術環境の変化に対して組織として補完・支援できる体制の強化が必要。優れたマネジメント上の工夫や成果創出に寄与した取組については、担当者個人に留めず、組織横断で共有・展開し、他事業にも応用可能な形で蓄積・活用していく仕組みの整備が望まれる。 - 新技術の社会実装段階および市場拡大段階に存在する障壁を踏まえ、スタートアップや中小企業、大学発ベンチャー等に対し、これらの壁を乗り越えるための支援やマネジメントの高度化が求められる。 - 世界の技術動向を踏まえたマネジメント力向上に向けた教育・知見共有を進め、担当者の力量に過度に依存せず、組織として安定的に成果を創出できる体制の構築が求められる。 - 事業の目標設定においては確実に達成可能な水準に過度に収斂することを避ける観点から、通常の計画目標に加え、挑戦的な目標（ストレッチゴール）を併せて設定し、その達成状況も考慮した評価・運用が望まれる。	

	果の経営活用に資する方策を事業者へ提案した。また、知財・標準化戦略の内容を踏まえた事業の実施を通じて、事業参加企業の社会実装の確度を高めるなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行った。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行った。 その他、上記に関連して、以下のような取組を行った。 ○機構内のプロジェクトマネージャー、チームメンバーを対象とした「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」を改訂し、プロジェクトの各段階で「予算要求」「契約」「中間評価」など全員が必ず行う基本的な業務と、プロジェクトの質をさらに高めるための「先導調査」「ステージゲート審査」「成果普及」などの工夫や高度な取組を明確に整理することで、現場担当者が自信を持って実践できる環境づくりと、組織全体のマネジメント力向上に貢献した。 ○プロジェクトリーダー（P L）制度の業務フローを抜本的に見直し、関連する規程・マニュアルの制定及び改正を実施し、手続きの効率化と役割分担の明確化を実現。プロジェクト運営の質向上と成果の実用化・事業化に向けた体制強化を推進した。 ○基本計画及び実施方針の内容を精査し、実施方針の廃止を含む重複記載の排除及び構成の再整理を実施した。その結果、機構における公募までの一連のプロセスをスリム化し、公募実施の早期化を図った。さらに、事業者を提供する情報を必要最小限に整理することで、制度理解の明確化と事業者負担の軽減につなげた。		
【評価軸】 NEDOの研究開発成果が経済効果（アウトカム）につながっているか。 【モニタリング指標】 NEDOの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等が社会にもたらした経済効果（アウトカム）	③ 事業開始後の評価 各事業の中間評価、終了時評価については、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を実施した。中間評価12件及び終了時評価15件を対面／オンライン形式で実施し、また、ODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、中間評価結果11件⁴を国に提供した。 効果的・効率的な評価を実施するため、研究評価委員会分科会開催前に書面による事前質疑を行うことで、研究評価委員会分科会委員に事業内容を十分に理解いただき、評価者・被評価者間の活発な議論を促進した。各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映する取組を引き続き行い、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行った。これらの評価結果については、確定次第、技術情報等の流出の観点に配慮しつつ、可能な範囲で機構のWebサイト上へ公表した。 中間評価・終了時評価から得られた研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等を、機構のマネジメント機能全体の改善・強化に反映させるべく、新規着任者含むプロジェクトマネジメントを担う人材に共有を図り、プロジェクトマネジメントのさらなる高度化に向けた取組を実施した。 これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）の把握の取組として、上市・製品化した主要125製品に関する売上・波及効果の調査を実施している。		

	※脚注記載 3 OODA(ウーダ)は、「Observe (観察する)、Orient (判断する)、Decide (決定する)、Act (実行する)」の一連のサイクルを意味する。 4 中間評価12件のうち1件については事業評価であり、研究開発評価ではないため、「OODAループ構築によるアジャイルな研究開発の一環」としての情報提供件数が1件減少している。		
	(2) 国際実証・国際共同研究事業の実施 我が国エネルギー産業の海外展開、市場開拓、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギー安全保障に対して、以下の取組により貢献した。 ○「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」に係る制度変更後初年度の公募として、第1回公募で成立性調査2件、実証設計2件を、第2回公募でもそれぞれ4件、1件を採択した。全8件の実証事業、全28件の調査を推進した。 ○各地方の経済産業局、中小機構及びJETROとの連携強化や、バンコク事務所と協力してフィリピンでウェビナーを開催するなど案件開拓に努めた。 ○「二国間クレジット制度(JCM)等を活用した低炭素技術普及促進事業」においては、令和7年度公募において、実証設計1件(タイ)、新規方法論開発事業3件、クレジット化支援調査事業3件を採択した。令和6年度採択の実証前調査2件(モルドバ、ベトナム)は、実証事業への移行に向けて令和8年度上半期に事業化評価を実施予定。令和5年度末に実証事業が終了したタイ国での送電系統の低炭素化・高度化の実証事業について、JCMクレジット発行のために必要となる日タイJCM合同委員会におけるプロジェクト登録手続きを日本政府、JCM事務局と連携して対応している。また、更なるJCMクレジット積み増しのため同案件の「定量化フォローアップ事業」を実施している。かねてより実施が期待されていたサウジアラビア国の実証事業についてはMOU、PSA(プロジェクト合意書)、PA(Project Agreement; 契約合意)の締結が実現し、6月より実証事業を開始した。 <海外機関との情報交換協定等締結(延長等変更含む)状況> ○包括的協力Memorandum of Understanding(MOU)等新規締結件数:2件 ・ルーマニアエネルギー省との包括的協力MOUの締結 ・インドネシア工業省との包括的協力MOUの締結 ○個別事業におけるMOU等新規締結件数:3件 ・サウジアラビアKing Abdullah City for Atomic and Renewable Energy(K.A.CARE)とのPSA締結 事業名:「中東地域における再エネ導入拡大のための配電系統でのエネルギーマネジメントシステム実証事業(サウジアラビア)」 ・マレーシア持続可能エネルギー開発庁とのMOU締結 事業名:建築分野のカーボンニュートラルを実現するためのZEBの実証事業 ・タイ工業省産業振興局とのLOI交換 事業名:電動バイクドライバーの運転時行動解析による消費エネルギーの効率化と安全運転の促進実証研究		

	(3) 特定公募型研究開発業務の実施 ① ムーンショット型研究開発事業 プログラム・ディレクター（PD）及びサブPD、有識者とともに、全11プロジェクトの研究開発現場を訪問し、現地での研究開発内容や進捗確認を実施した。また、PD及びサブPDからなるマネジメント会議の下に設置した分科会において、プロジェクトの進捗確認を3分科会毎に2回、さらに臨時分科会を2回の合計8回開催し、ポートフォリオの見直しを行った。 FacebookやSNS等によるアウトリーチ活動に加え、大阪・関西万博を活用したDACのベンチスケール機実証試験やフューチャーライフエクスペリエンスでの成果展示、及びENEX地球環境とエネルギーの調和展において成果報告会とポスター展示を実施した。		
	② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 研究開発項目①「ポスト5G情報通信システムの開発」では、「端末」において2テーマ、「超分散コンピューティング」で1テーマ、「計算可能領域拡大のための計算基盤技術開発」において42テーマの採択・契約・交付を行った。また、外部有識者等で構成する技術推進委員会を5回、ステージゲート審査委員会を5回開催し、開発目標の達成見通しを常に把握するとともに、予算の必要性や実施体制の妥当性を精査する等、進捗管理を適切に実施した。また、終了テーマについて、テーマ終了時評価を実施して、22テーマ中19テーマの最終目標の達成を確認した。 研究開発項目②「先端半導体製造技術の開発」では、11テーマ（先端半導体の後工程技術（More than Moore 技術）の開発：1テーマ、露光周辺技術開発：1テーマ、国際連携による次世代半導体製造技術開発：1テーマ、次世代メモリ技術開発：3テーマ、次世代半導体設計技術開発：4テーマ及び先端半導体計測・分析技術開発：1テーマ）の採択・契約・交付を行った。また、外部有識者等で構成する技術推進委員会を14回、ステージゲート審査委員会を3回開催し、開発目標の達成見通しを常に把握するとともに、予算の必要性や実施体制の妥当性を精査する等、進捗管理を適切に実施した。さらに、終了テーマについて、テーマ終了時評価を実施して、対象5テーマすべての最終目標の達成を確認した。 研究開発項目④「人材育成」では、「量子コンピュータの産業化にかかる人材育成」において5件の契約を行った。また、外部有識者等で構成する技術推進委員会を1回実施し、進捗管理を適切に実施した。 調査事業について、11テーマの採択・契約を行った。 本事業の意義や今後の期待について、NEDOポスト5G事業のWEBサイトへの各テーマ概要資料及びイベント情報の掲載、「COMNEXT第3回次世代通信技術&ソリューション展」及び「CEATEC2025」への出展を通して情報発信するとともに、「工場長サミット2025 in 国際ロボット展～AI for Industry～」においてロボティクス分野の生成AI基盤モデル開発に向けたデータプラットフォーム及びソフトウェア開発基盤構築の取組を紹介するなど広報活動を行った。 プロジェクト全体の運営管理について、経済産業省との協議や情報共有を図るため、実施状況等の月例報告を12回行った。		
	③ グリーンイノベーション基金事業 引き続き本基金の管理・運用を適切に行い、各省庁のプロジェクト担当課室に対		

		して「研究開発・社会実装計画」の作成・変更を支援するとともに、4件のプロジェクトで公募・審査を実施し採択先を決定し、3件の公募・審査に向けた準備を行うなど、事務を円滑に進めた。また、3名のプロジェクトマネージャーの選任等により事業推進体制を構築し、20件のプロジェクトにおける技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステージゲートの審査を行うとともに、重点分野における技術・市場動向の調査等の情報収集を実施した。プロジェクトの進捗については開催された10回のワーキンググループで報告を行い、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表も順次進めた。 さらに、本基金事業の特設サイトのリニューアルやロゴの制定、タクシー動画広告の実施に加え、各プロジェクトの成果や進捗・分野横断的な事業の取組、CO₂を吸収・固定するコンクリート（「CO₂を用いたコンクリート等製造技術開発」プロジェクト）やCO₂分離回収システム（「CO₂の分離回収等技術開発」プロジェクト）等の万博での実証成果を紹介する記事・動画の製作・発信を行うなど、戦略的広報に取り組むとともに、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行った。		
		④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 18件のプロジェクトの進捗状況について令和7年7月に開催された研究開発ビジョン検討ワーキンググループで報告を行うとともに研究開発を推進した。また、国が策定した研究開発ビジョン、研究開発構想に基づき、機構が研究推進法人となっている4件のプロジェクトについて、PD、プログラム・オフィサー（PO）及び経済産業省と連携しながら採択を行い、契約を締結した。また、8件のプロジェクトについて中間評価・ステージゲート審査を実施し、全件審査を通過した。		
		⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくり事業を対象とした第3回公募を行った。16件の提案に対して、社会実装・技術推進委員会等の外部有識者の知見を活かしつつ、イノベーションの創出及び研究開発成果の社会実装に繋がる実用化研究開発・実証に向けた事業の審査を行い、6件を採択した。また、研究開発の推進状況管理の一環として、社会実装・技術推進委員会を設置し、目標の到達状況の確認を行った。 委託事業として、バイオものづくり分野に関する国内外の技術・市場動向の調査及び、バイオものづくりに関する環境負荷を定量的に評価するLCA(Life Cycle Assessment)の指針検討に向けた基礎調査を実施した。		
		（4）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 （国際的な議論への貢献） 第12回「Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）」年次総会を令和7年10月8日－9日にウェスティンホテル東京とオンラインのハイブリッド形式で開催した。「Innovation for Green Transformation（GX）and Security（グリーントランスフォーメーション（GX）と安全保障へのイノベーション）」をメインテーマとして、19カ国・地域から57人の有識者が12のセッションに登壇し、カーボンニュートラルと安全保障を軸に、国際連携や関連する技術・テーマについて議論した。会議では、ICEFの成果や今回各セッションで行われた議論等を取りまとめたI		

C E F 2025ステートメントおよび持続可能なデータセンターに焦点を当てた I C E F 2025ロードマップを公開した。

また、水素の利活用をグローバルな規模で推進し、関係各国が歩調を合わせ一層の連携を図るプラットフォームとして、第7回「水素閣僚会議」を9月15日に経済産業省と共催した。対面を基本として一部オンラインを含んだ形式の開催となり、各国の水素エネルギー政策の政策調整を担う閣僚と代表団が参加した。機構は運営業務全般にわたって貢献した。会議の成果として、関係国・機関が、世界的な水素の需要喚起に向けて、「需要創出」をキーワードに、各国の水素政策の進捗共有や政策連携・国際協力の可能性を議論し、水素利活用の実績確認、需要創出に向けて各国で取り組むべきアクション、実際の市場・投資動向の実態や、燃料アンモニア国際会議との統合などの内容を盛り込んだ議長サマリーを発出した。大阪・関西万博と連携した取組として、参加者には日本初となる合成燃料で走行するバスへの乗車、水素燃料電池船「まほろば」への乗船、液化水素運搬船「すいそ ふろんていあ」の見学、未来の都市パビリオンで水素関連の技術展示を視察いただくなど、水素・アンモニアの社会実装に向けた日本の取組を体感いただいた。

(関係機関との連携)

機構は2025年大阪・関西万博を、研究開発成果を社会に示し情報発信を行う場として活用すると同時に、国内外の多様な主体との新たな連携を構築する戦略的機会と位置付け、戦略的かつ横断的な取組を実施した。大阪・関西万博を機に26か国40件の訪日・国際交流案件、海外パビリオンでの講演等に対応し、インドネシア工業省との包括MOU締結やオランダ公益団体PhotonDeltaが主導する光半導体の国際パートナーシップ加盟に至るなど、万博を起点に具体的な協力関係が進展した。

大阪・関西万博を起点とした国際連携ネットワークの戦略的拡張

- NEDOは、2025年大阪・関西万博を、研究開発成果を社会に示し情報発信を行う場として活用すると同時に、国内外の多様な主体との新たな連携を構築する戦略的機会と位置付け、戦略的かつ横断的な取組を実施した。
- **海外政府・機関、研究機関、企業等との交流案件は26か国、40件**に及び、**文書の締結や講演対応等を含め、万博を起点とした新たな関係構築**が進展した。

オランダ公益団体PhotonDeltaが主導する光半導体分野の国際パートナーシップに加盟

- 世界の産学官と知見を共有する国際パートナーシップに加盟することで、NEDOが支援する光半導体技術の研究開発を国際連携のもとで加速し、実用化・社会実装につなげる。



加盟文書署名したNEDO横島副理事長（右）とフォトンデルタエール・ブリンクホフCEO（左）（中央はデルク・ペルヤール経済大臣[当時]）

インドネシア共和国工業省とMOUを締結

- インドネシア共和国工業省と、産業分野における持続可能な技術の開発、利用及び最適化に関する協力覚書（MOU）を締結。NEDO事業につながる国際協力プロジェクトの具体化が期待される。



覚書に署名したNEDO横島副理事長（左）とトリスボンディ工業省国際総局長（右）（中央は立合いのアイソル・リガ工業省副大臣）

ルーマニア・エネルギー省とMOUを締結

- ルーマニア・エネルギー省との間で、応用研究および技術開発分野における協力覚書（MOU）を締結。技術開発分野における知見共有を進め、両国企業・機関が連携する国際プロジェクトへの発展が期待される。



覚書を披露するNEDO新村理事【当時】（右）とグステイアン・シルヴィウ・ブゾイ次官（左）

その他に、下記の海外研究機関や政府機関関係者との会談や意見交換を行うとともに、日ルーマニア・エネルギーフォーラムを共催し日本企業による同国のエネルギーインフラ需要の獲得を後押しするなど、協力関係の構築・強化を行った。

(エネルギー・環境分野の協力)

・マレーシア・サラワク開発銀行総裁

16

	・ポルトガル・エネルギー庁理事長 ・アイルランド気候・エネルギー・環境大臣 ・中国国家資産監督管理委員会副局長 ・独メクレンブルク＝フォアポンメルン州経済・インフラ・観光・労働大臣 ・ルーマニア・エネルギー次官 ・イタリア国立研究評議会副会長 ・インド政策委員会副委員長 ・インド電力金融公社 ・ポルトガル環境エネルギー副大臣 （イノベーション・スタートアップ分野の協力） ・タイ国家イノベーション庁長官および国立高等教育科学研究イノベーション政策評議会事務局長 ・フランス投資事務総局長と会談を実施。 （AI・半導体・先端材料等の分野の協力） ・韓国産業技術企画評価院院長 ・エチオピア工業大臣 ・イタリアChips. IT財団理事長 ・駐日パキスタン大使		
	（５）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、外国為替及び外国貿易法等の現行の国内法令を遵守することはもとより、技術流出の経路の多様化や手法の巧妙化が進んでいる状況を踏まえ、研究開発の入口から出口までの段階に応じた技術流出防止策を講じるべく、経済安全保障上、重要であると指定を受けた研究開発事業を行うに当たり、技術流出防止策を着実に推進するための全体方針を整備した。 具体的には、技術流出防止措置、研究セキュリティ確保、安全保障貿易管理の各種の技術流出防止策をとりまとめた「N E D O研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」を新たに作成し、次年度以降の対象事業に適用していくこととした。また、本運用開始に向けて、機構内向けに運用マニュアルを新たに整備したとともに、対外的にも機構の方針や取組を発信するべく、技術流出防止策に関するWEBサイトも新たに整備した。 その他、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和6年5月17日法律第27号）への対応については、今後政府方針が示された場合には適切な対応を行う予定である。		
	（６）研究開発マネジメントに係るその他取組 上述に加え、機構を横断する研究開発マネジメントに係る顕著な成果として、「プロマネ進化指針」の策定、継続的に支援してきた分野からのノーベル賞受賞、研究開発成果等の情報発信及び検査の効率化に資する新たな取組の実施が挙げられる。		

研究開発から事業化までを一気通貫で支える「プロマネ進化指針」の策定

- NEDOは多様なプロジェクトと非常に多くのステークホルダーがいる中で、事業化支援の方向性が必ずしも明確でない場合があり、加えて国際情勢等に伴う不確実性への対応も課題となっている。
- 上記課題に適切に対応し、研究開発成果の最大化を達成するためには、研究開発から市場獲得までをカバーした付加価値の高いマネジメントを行う「NEDOによるプロジェクトマネジメントに向けて」（以下、「プロマネ進化指針」）を取りまとめ、2026年2月に公表した。

➤ プロマネ進化指針では、**研究開発から事業化・社会実装まで一気通貫した支援**を強調し、事業の企画立案から終了後の支援までを一体として捉え、以下のような進化の方向性を明確に打ち出した。

- プロジェクトの企画・立案
- ◎ 技術や業種を横断した支援体制の構築
 - ◎ 委託費・補助金・懸賞金の適切な使い分け
 - ◎ DARPA／ARPA-E型の段階的案件形成の導入
- プロジェクト実施中の支援
- ◎ プロセス・コンサルテーションの導入
 - ◎ グローバル市場を見据えた支援体制
- プロジェクト後の事業化支援
- ◎ 設備投資・資金調達・規制対応等の支援
 - ◎ 民間投資・公共機関等との連携



「プロマネ進化指針」に関する記者会見の様子

(参考) NEDO「プロジェクトマネジメントの進化に向けて」(2026年2月19日公表) https://www.nedo.go.jp/introducing/ZZKH_100128.html
日本経済新聞「補助金終了後も事業支援 NEDO、実用化・量産まで」 <https://www.nikkei.com/article/DsKZQQUA1Z254656A210C2000000/>

研究開発から社会実装までを一気通貫で支えるマネジメントの強化

- NEDOは、「プロマネ進化指針」において示した方向性を具体的な実務体系に落とし込む取組として、**「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」を8年ぶりに改訂した。**
- 本改訂では、**プロジェクトマネジメント活動を4つのフェーズ及び基盤的活動／高度化活動として体系的に再整理**するとともに、**実施者の能動的な行動を引き出す伴走支援、成果の実用化・事業化を見据えた支援の仕方等、従来なかった内容を追加した。**

- (1) プロジェクトマネジメント活動の体系的再整理
- 右表のように、4つのフェーズ及び概ね必須で行うべき「基盤的活動」、各自が創意工夫して取り組む「高度化活動」を活動項目単位で区分し、再整理。NEDOが「何を必ず行うべきか」「どこに裁量を発揮すべきか」を明確に意識しながら、柔軟かつ主体的にプロジェクトマネジメントに取り組める構成とした。
- (2) 実用化・事業化に係るマネジメント内容の追記
- 課題に対し直接的に答えを示すのではなく、実施者が自ら解決策を見出せるよう「傾聴」と「問いかけ」により伴走的な相談相手となる「プロセス・コンサルテーション」のアプローチを取り入れていく旨を追記。
 - 外部有識者や調査、他組織の事業等、NEDOプロジェクトの成果を「実用化・事業化」へつなげるための支援手法を新たに明示。先行事例をまとめた資料も新規に作成。

フェーズ	分類	項目
1. 企画・立案	(1)基盤的活動	① 予算要求 ② 事前評価 ③ 基本計画
	(2)高度化活動	① 先導調査 ② 先導研究
2. 公募～契約	(1)基盤的活動	① 公募 ② 採択審査 ③ 契約
	(2)高度化活動	① 実施者とのコミュニケーション ② 外部有識者の活用 ③ 中間評価 ④ 計画変更
3. プロジェクト運営	(1)基盤的活動	① ステージゲート審査 ② 経営者等のコミットメント ③ 調査 ④ 国内外の実証
	(2)高度化活動	① 終了時評価 ② 追跡調査 ③ 成果普及 ④ 事業化支援
4. 終了後の対応	(1)基盤的活動	① 終了時評価 ② 追跡調査 ③ 成果普及 ④ 事業化支援
	(2)高度化活動	① 終了時評価 ② 追跡調査 ③ 成果普及 ④ 事業化支援

4つのフェーズと活動分類で整理したガイドラインの構成

※指標 1－1 の評価結果(X)と S～D 評価の関係は以下の通り整理される。

S 相当：2.5 ≤ X であり特に顕著な成果が認められる場合、

A 相当：2.5 ≤ X、

B 相当：2.0 ≤ X < 2.5、

C 相当：1.5 ≤ X < 2.0、

D 相当：X < 1.5

水素エネルギー総合研究所 所長
委員 原田 文代 株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
委員 軽部 大 一橋大学 イノベーション研究センター
センター長・教授
委員 堺 和人 東洋大学 工業技術研究所 客員研究員
明治大学 理工学部 兼任教員
委員 櫻井 政考 TEAMアライアンス株式会社 代表取締役

○研究開発マネジメントの主な実績

研究開発マネジメントの主な実績

水素社会構築技術開発事業

(事業期間：2014～2027年度)

水素を核とした脱炭素製造技術の創出と社会実装の実現

【事業概要】

- 2030年頃に世界に先駆けた本格的な水素サプライチェーンの構築と、エネルギー供給システムの柔軟性確保によるエネルギーセキュリティ向上を目的とする。
- この実現に向け、水素発電等の新たなエネルギーシステムの技術開発や、海外未利用資源由来水素の製造・貯蔵・輸送・利用に至るサプライチェーン構築に係る技術開発を実施する。併せて、再生可能エネルギーと水素を組み合わせたエネルギーシステムの開発や、地域における水素利活用モデルの構築に関する調査・技術開発を行う。

<顕著な研究開発成果例>

世界初、水素焙煎によるコーヒー量産プロセスの確立

- 本事業の成果を活用し、**大型水素焙煎機によるコーヒー焙煎の量産化を世界で初めて達成**した。
- 従来の焙煎工程は天然ガスを熱源とし、化石燃料由来のCO₂排出が不可避だったが、水素焙煎は燃焼時にCO₂を排出しないため、焙煎工程での直接排出はほぼゼロとなる。
- 2025年4月に「UCC富士工場」において、最大年約6000トンの処理能力を持つ大型水素焙煎機を開発し、製造を開始した。2025年10月28日より全国のセブンイレブン店舗においても水素焙煎コーヒーの販売を開始した。
- 水素は燃焼エネルギーが小さいため、水素を燃料とした焙煎機は微妙な火力調整が可能。この技術は、細かな温度調節が必要な調理器具に応用できると考えられ、温度が数℃変わるだけで品質（食感・風味・安全性）が大きく変わる「低温調理」や「発酵・醸造」といった食品加工業での活用が期待できる。



大阪・関西万博「水素パーク!!!」

セブンイレブン商品

- 大阪・関西万博の「水素パーク!!!」でも来場者に水素で焙煎したコーヒーを振る舞った。
- 焙煎時にCO₂を排出しないのが大きな特徴であり、従来の燃料による焙煎に比べ細かな火加減の調節が可能のため、コーヒーの味の幅も広がる。

研究開発マネジメントの主な実績

グリーンイノベーション基金事業／⑧CO₂等を用いた燃料製造技術開発

(事業期間：2022～2030年度)

NEDO主導による製造・利用一体型の連携体制構築

【事業概要】

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、燃焼してもCO₂を増やさず、化石燃料の代替となる燃料の実用化が不可欠である。本プロジェクトでは、合成燃料、SAF、合成メタン、グリーンLPGを対象に、製造技術の高度化とコスト低減を進め、社会実装を目指す。

<特筆すべきマネジメントの工夫例>

(課題)

- 合成燃料は、将来的な燃料規格の在り方についての議論が求められている一方で、いまだ市場投入前の段階にあり、**実サンプルに基づく燃料性状の把握や燃焼特性の評価に関する知見が十分に蓄積されていない**。このため、合成燃料としてどのような性状・品質を前提とすべきかについて、分野全体として共通の認識を形成できていなかった。

(具体的な工夫)

- 利用技術の開発主体が大学中心で製造側との連携が進みにくいという課題を踏まえ、**NEDOは連携連絡会を立ち上げた**。さらに、**製造側のベンチプラント稼働を見据え、NEDO主導で試作燃料の提供調整や研究現場の見学機会を設定し、2026年度上期からの試作燃料提供について関係者間の合意**を得るなど、実践的な連携を促進した。
- 本取組については、2026年1月開催のNEDO技術・社会実装推進委員会において、NEDOを含むENEOS（製造技術側）と自動車用内燃機関技術研究組合（利用技術側）の連携が着実に進展している点が評価され、**NEDO主導の意義と成果が外部有識者からも確認された**。

(特筆すべき理由)

- 本取組みは、**合成燃料の性状評価・規格化といった個別事業者では対応困難な分野横断的課題**に対し、**NEDOが主体的に関与して解決を図ったもの**。
- NEDOは大学主体の利用技術側と産業界主体の製造技術側を橋渡しし、実サンプル提供や現場レベルでの相互理解と連携の枠組みを構築した。



<燃料製造と利用技術の連携連絡会の様子>

20

研究開発マネジメントの主な実績

ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業



テーマ横断および関連国家事業と連携したデータスペース技術の統合的マネジメント体制の構築

(事業期間：2025～2027年度)

- 【事業概要】
- 企業や業界、国境を越えた信頼あるデータ共有・連携を実現する日本主導のデータ基盤構想である「ウラノス・エコシステム」の実現に向け、海外プラットフォームとの相互接続やデータの信頼確保の仕組みを検討し、データスペース基盤の整備を進める。
- ＜特筆すべきマネジメントの工夫例＞
- (課題)
- 本事業では、**データ仕様や設計論点、実証で顕在化した課題がテーマ横断で存在し**、個別対応では全体最適を確保できないリスクが生じていた。また、**成果は他事業である「デジタルライフライン整備事業」(以下「デザイン事業」)の社会実装と直結しており、実装スケジュールや実運用要件との不整合が生じるリスク**があった。
 - このため、テーマ間および事業間の調整・統合を担うマネジメント機能が不可欠な課題となっていた。
- (具体的な工夫)
- アーキテクト7名を事業要件として公募し、分野共通機能について、9テーマ横断で設計方針・仕様・技術文書を統一**。テーマ間の仕様齟齬や進捗のばらつきを抑制し、品質確保と開発効率向上を同時に実現。
 - 政府、業界団体、外部有識者15名を巻き込む会議体をNEDO主導で構築。**プロトコル仕様書、ガイドラインなどの文書を、国内外の相互運用性と社会実装を見据えた合意形成の下で策定**。
 - 関連事業であるデザイン事業と連携し、ドローン航路等の実運用コースを反映した設計とすることで、2025年度内のシステム開発・検証、事業化を見据えた成果創出を実現。
 - 技術推進委員会(2026年1月16日開催)においても、委員より「**連携リスクへの対応も十分に準備されており、非常に優れたプロジェクト運営である**」との評価コメントが寄せられ、高く評価された。
- (特筆すべき理由)
- NEDOが主体となりこれまでの知見を踏まえて、テーマ間の連携体制そのものを公募要件として具体的に設計・誘導を実施**した。さらに政府機関・外部有識者・関連事業者を含む多層的な会議体を構築し、合意形成の場をNEDOが主導的に運営した点は、高度な調整能力と戦略性を要するものである。

研究開発マネジメントの主な実績

5G等の活用による製造業のダイナミック・ケイバリティ強化に向けた研究開発事業



12テーマの成果を、現場で使える『DX・スマート化の入口』として整理

(事業期間：2021～2025年度)

- 【事業概要】
- 不確実な環境下でサプライチェーンを維持できるよう、製造現場が柔軟・迅速に対応できる「企業変革力(ダイナミック・ケイバリティ)」向上を目指す。
 - 無線通信やデジタル技術を活用し、生産ラインや設備を状況に応じて自在に組み替え・制御できる工場システムの構築を進める。
- ＜特筆すべきマネジメントの工夫例＞
- (課題)
- 本事業で採択した12テーマは事業分野・内容が多岐にわたり、事業化に向けた活動が各研究テーマに閉じてしまうことで、成果の横断共有による波及効果が得られない恐れがあった。
- (具体的な工夫の概要)
- NEDOは12テーマの開発成果について、**期待される効果、さらに開発を進めるうえでのポイントなどをまとめたリーフレットと紹介動画を作成・公開**し、他の事業者が実例として参考にできるようにした。
 - また、本事業で作成・公開した「**スマートマニュファクチャリング構築ガイドライン**」と**リーフレットの内容を連携**させ、リーフレットに興味を持った事業者がガイドラインを参照することで、自社の製造現場のスマート化を具体的に検討できるよう工夫した。
- (特筆すべき理由)
- 本取組は、**各事業者においては自社の研究開発成果を他社に広く公開・整理するインセンティブも乏しいことから、事業者のみでは実施が困難**。
 - NEDOは中立的な立場から成果を整理・発信することが可能**であり、各テーマの背景、進捗、成果を把握している立場にもあり、有用な形で成果を再構成することができた。

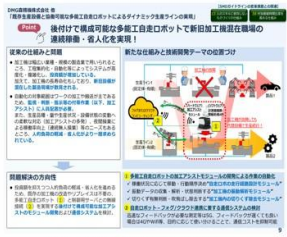


図1 ポイントをまとめたリーフレット



図2 ガイドラインの概要等を解説する動画

(参考) 5 GDC 2025年度成果 https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100191.html#block3

(参考) 製造現場の全体最適な稼働に向けた12の研究開発事業(動画youtube) : <https://www.youtube.com/watch?v=0J1RzFyptPg>

研究開発マネジメントの主な実績

省エネAI半導体及びシステムに関する技術開発事業

低消費電力エッジAI半導体の開発と、AI映像処理デバイスを短期間で設計可能にするツールの開発

(事業期間：2023～2027年度)

【事業概要】

- 本事業では、エッジ環境の制約を踏まえ、省エネルギーかつ高度なAI半導体およびシステム技術の確立を目指す。あわせて、異種プロセッサの組合せや高性能を引き出す設計技術を開発し、産業競争力強化とデジタル・半導体産業の再興に貢献する。

<顕著な研究開発成果例>

低消費電力エッジAI半導体の開発

- 磁気抵抗メモリ（MRAM）を大容量搭載したエッジ領域向け「CMOS／スピントロニクス融合（※）AI半導体」を開発した。CMOS／スピントロニクス融合技術を用い、**OSやアプリの起動用途とメインメモリ用途を兼ねる内蔵メモリを搭載したエッジAI向けアプリケーションプロセッサチップの開発は世界初である。**
- 開発した実証チップは、動作時および待機時電力の大幅低減するとともに、起動時間の短縮を実現した。**実証システムの検証において、従来比でエネルギー効率50倍以上、起動時間30分の1以下の改善効果を確認した。**本成果は日本経済新聞に加え専門誌にも記事が掲載された。

※CMOS／スピントロニクス融合技術：
半導体において電子が持つ電荷の流れを制御してさまざまな機能を引き出す技術をエレクトロニクスと呼ぶが、磁気をもたらしスピン^①の性質も利用するエレクトロニクスの分野を「スピントロニクス」と呼ぶ。

AI映像処理デバイスを短期間で設計可能にするツール開発

- エッジコンピューティングにおけるAI映像データ処理の普及拡大を目的とし、**AIデバイス向け高統合ツールを開発し、オープンソースソフトウェア（OSS）として公開した。**
- 本ツールは、映像データ処理用AIアルゴリズムが記述されたPythonコードから、ハードウェアの回路図となるRTLコードを、短時間で自動生成するソフトウェアとなる。専門技術者でなくとも映像データ処理用AIデバイスの設計が可能となり、開発期間を大幅に短縮することができる。
- 本ツールの実証を行ったところ、**GPUを搭載したエッジ端末に比べ、40倍以上の高い電力効率が確認された。**本成果は日本経済新聞に加え専門誌にも記事が掲載された。

「AIデバイス向け高統合ツール」

映像データ処理用 AI デバイス開発に不可欠な RTL コードを短時間で生成

Python コード

自動生成

専用処理デバイス

AI 映像処理

開発プロセスの効率化と開発短縮化

(参考) NEDOニュースリリース「世界初、CMOS／スピントロニクス融合技術を活用したエッジAI向け実証チップの開発に成功しました ―従来比50倍以上のエネルギー効率改善を実証システムで確認―」
https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101864.html

(参考) NEDOニュースリリース「映像データ処理用AIデバイス向け高統合ツールを開発しました ―回路設計期間の大幅短縮とデバイスでの電力効率40倍以上を確認―」
https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101854.html

研究開発マネジメントの主な実績

省エネエレクトロニクスの製造基盤強化に向けた技術開発事業

半導体開発の効率化を実現する「ダイレクト露光装置」の開発と早期実用化

(事業期間：2021～2025年度)

【事業概要】

- IoT化・電動化の進展により、産業機器の省エネルギー化と半導体関連技術の重要性が高まっている。本事業では、新世代パワー半導体の開発と半導体製造装置の高度化により、省エネエレクトロニクス製品の製造基盤を強化する。これらを産業分野や半導体工場に適用することで、電力変換損失を低減し、CO₂排出削減に貢献する。

<顕著な研究開発成果例>

本事業において、株式会社オーク製作所が**高解像・高精度な「ダイレクト露光装置」を開発した。**

「ダイレクト露光装置」はフォトマスクを使用せず半導体基板に直接回路パターンを形成する技術で、フォトマスク設計・製造に要する時間とコストを削減し、先端半導体パッケージ（※）の開発期間短縮および量産時のプロセスの効率化を可能にする。従来、先端半導体パッケージで「**ダイレクト露光装置**」を利用するには、**微細配線形成に必要な高解像性と正確な位置合わせ精度の向上が課題であったが、開発した本装置はこれらの課題を克服した。**

- 当該成果を活用し、早期製品化を図るため、半年前倒しで事業を完了し、製品化の目途が付いたことを共同記者会見として発表したところ、日本経済新聞の他複数の専門誌にも記事掲載された。**
- 現時点で製品化も完了しており、半導体パッケージメーカー等から多数の問い合わせを受けている。**既に具体的な受注に向けた協議も進んでおり、2026年4月以降、数台規模での出荷が見込まれている。**

※先端半導体パッケージ：
巨大な一つの半導体チップを機能ごとに分割し、複数の小さなチップを1つのパッケージに集積して、あたかも高性能な単一のチップのように機能させるもの。

図1 本装置の外観

図2 高解像度化技術の性能

回路基板上の感光性材料に線幅1μmの回路を形成することに成功

(参考) NEDOニュースリリース「オーク製作所が高解像・高精度なダイレクト露光装置を開発しました」(2025年8月27日) https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101881.html

22

研究開発マネジメントの主な実績

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

世界最高性能の分子情報特化型基盤AIと量子スパコンハイブリッド計算手法により実現する次世代計算基盤の構築

(事業期間：2019～2029年度)

【事業概要】

- 第5世代移動通信システム（5G）を高度化した「ポスト5G」は、超低遅延や多数同時接続といった特長を活かし、幅広い産業分野での活用が期待されており、その中核技術や関連半導体技術の開発を実施している。また、大規模なデータの伝送や利用に関する技術との関連性から、計算可能領域を拡張する計算基盤の開発が求められており、生成AI、量子コンピュータに関する事業を実施している。

<顕著な研究開発成果例>

世界最高性能を達成した分子情報特化型基盤AI「SG4D10B」の開発

- 本事業に参画しているSyntheticGestalt株式会社は世界最大の分子情報特化型基盤AIモデル「SG4D10B」を開発した。SG4D10Bは分子の複雑な立体構造を加味しながら活性や毒性などの特性を高精度で予測することを可能にし、**世界標準の創薬ベンチマークにおける重要な3指標（毒性、透過性、安定性）で世界1位の性能を達成した。**
- 創薬や新素材開発において**有望な分子構造の絞り込みに要するコストと時間を大幅に低減し、開発プロセス全体の効率化に寄与**することが期待される。
- 実際に、大鵬薬品工業株式会社をはじめとする国内の複数の製薬企業と利活用を進めている。また、SyntheticGestalt株式会社はNEDO事業の成果を含めた同社の研究実績により、第11回JETAベンチャー賞を受賞した。

産業応用を見据えた量子スパコンハイブリッド計算手法の確立

- 本事業では、量子コンピュータ「IBM超伝導量子コンピュータ」と理化学研究所のスーパーコンピュータ「富岳」を連携させた「量子スパコンハイブリッド」計算手法を確立した。
- 本成果は、量子コンピュータの計算規模や誤り耐性といった弱点をスーパーコンピュータが補い、量子計算の強みを最大限に活用するという新しい計算の考え方を示したものである。これにより、量子計算を将来実用的に活用するための具体的な道筋が示された点で、画期的な成果である。
- 本技術により、**従来の計算機では解析困難であった鉄硫黄クラスターの電子相関問題について、量子計算の有効性を初めて実証し**、その成果は**国際的に権威ある学術誌 Science Advances に掲載**された。
- 複数のデストローザから高い評価と継続利用の声**が挙っており、本成果の実用への期待が高まっている。

The Foundation Model

SG4D10B

- 世界最大
- 低分子に特化
- 100億の化合物で200タスク以上を学習
- 4次元の化合物情報を使用
- AIの開発をより正確で容易に

量子コンピュータの特徴

- 世界最大
- 低分子に特化
- 100億の化合物で200タスク以上を学習
- 4次元の化合物情報を使用
- AIの開発をより正確で容易に

量子コンピュータとスーパーコンピュータを連携させて利用する手法

量子コンピュータ

00001111
00010111
01010101

量子回路の実行

スーパーコンピュータ

00001111
00010111
01010101

スーパーコンピュータ

（引用）理化学研究所「量子スパコン連携による量子化学計算に成功 -古典的厳密計算可能領域を超える挑戦-」
https://www.riken.jp/press/2023/2023050519_tj/index.html

(参考) NEDOニュースリリース「GENIAC」プロジェクトで世界最大の分子特化型基盤AIモデル「SG4D10B」を開発しましたー創薬ベンチマークにおいて世界1位の性能を達成ー」
https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101880.html

(参考) Science : Chemistry beyond the scale of exact diagonalization on a quantum-centric supercomputer
<https://www.science.org/doi/10.1126/sciadv.adu9991>

研究開発マネジメントの主な実績

部素材からのレアアース分離精製技術開発事業

知財戦略強化と国際展開を見据えた支援

(事業期間：2023～2027年度)

【事業概要】

- 電気自動車、ハイブリッド車や風力発電のモーターに不可欠なネオジム磁石に用いられる、希少な重レアアースであるTb（テルビウム）およびDy（ジスプロシウム）の供給リスク低減が課題となっている。
- 廃電気自動車・廃家電由来のネオジム磁石廃棄物から、TbやDyを選択的に回収・分離・金属化することを目的に、高効率回収、高精密分離、還元技術の開発と実用性評価を行い、早期社会実装に向けた基盤技術の確立を図った。

<特筆すべきマネジメントの工夫例>

(課題)

- 本事業において、**国際出願を含む国際展開を見据えた知的財産活動は必ずしも十分とは言えず**、研究開発成果の社会実装を着実に進めるためには、**事業全体として知財戦略の強化が求められた。**

(具体的な工夫の概要)

- NEDOは発明推進協会の知財プロデューサー派遣事業「iNat」への応募を企画・主導して採択に至った。**
- 採択により派遣された知財プロデューサーの専門的知見を活用し、**先行技術調査に基づく競合技術・要注意技術の特定および脅威度評価を実施**するとともに、その分析結果を事業者へ共有することで、知財戦略の構築を推進した。
- NEDOと知財プロデューサーが連携し、研究開発の定期進捗報告の場を活用した知財研修を複数回実施し**、加えて個別の知財相談にも対応することで、委託事業者の知財意識および実務対応力の底上げを図った。
- 展示会等での対外発表機会の増加を踏まえ、知財流出リスクへの対策として、公開資料の事前確認や発表者への知財管理に関する事前指導をNEDO主導で実施し**、適切な情報管理体制を構築した。
- これらの取組を一体的かつ継続的に推進した結果、PCT出願1件の実現に加え、今後の国際出願につながる出願予定案件2件を創出するなどの成果を創出した。

(特筆すべき理由)

- 本取組は、**NEDOがこれまでに蓄積してきた知財マネジメントの知見や、発明推進協会をはじめとする知財支援機関とのネットワークを活かし取り組んだもの**である。NEDO自らが発明推進協会の知財プロデューサー派遣事業「iNat」への応募を主導し、外部の高度な知財専門家を事業に組み込む体制を構築した上で、国際展開を見据えた知財活動を促進した。

23

	研究開発マネジメントの主な実績 カーボンサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発 産学の橋渡しによる技術提供拠点の自立運営と事業化創出 (事業期間：2020～2026年度) 【事業概要】 ■ バイオによるものづくりは、化学プロセスと比較して省エネルギーでの物質生産が可能であり、さらに原料を化石資源に依存しないことも可能であることから、ものづくりプロセスの変革による脱炭素社会の実現が期待される。 ■ 本事業は、バイオものづくりに係る共通基盤技術の開発、バイオ生産実証拠点の整備、人材育成に加え、バイオ由来製品創出を目指す企業の実用化研究を支援することで、バイオものづくりプロセスのボトルネック解消を目指す。 ＜特筆すべきマネジメントの工夫例＞ (課題) ■ 本事業はアカデミアを中心とした実施体制であるため、研究開発成果を社会実装につなげるには、開発技術を提供する各拠点（以下「技術提供拠点」）が、事業終了後も持続的に自立運営できる体制を構築することが不可欠であった。 (具体的な工夫) ■ NEDOが主導し本事業の関係者間で、技術提供拠点が提供するサービス内容や体制などの議論を実施。その議論において、ベンチャー支援に関わる制度の情報提供や、バイオ分野に特化したベンチャーキャピタルの代表を務める技術委員からアドバイスを受ける場を設けた。 ■ これらの取組により、本事業成果を活用した微生物探索の受託開発を担う大学発ベンチャーが設立。また、アカデミア等が構築した技術提供拠点の自走に向け、企業との繋がりがないアカデミアに対し、NEDOが主導して他事業に参画している企業との橋渡しを行った。その結果、当該企業から「アカデミアの技術の活用により、事業化上の問題点を解決するための重要な成果が得られた」との評価を得た。 (特筆すべき理由) ■ NEDOは独自の知見やコネクションを活かし、ベンチャー立ち上げや技術提供拠点の構築に知見が少ないアカデミアの事業者に対し、NEDOから支援制度や有識者の紹介を行い、PJ終了後の拠点のサービスや提供体制の明確化を支援した。これにより、技術提供拠点の自走化に向けた具体的かつ有効な成果を生み出した。 研究開発マネジメントの主な実績 グリーンイノベーション基金事業／⑫次世代蓄電池・次世代モーターの開発 NITEとの連携を通じた全固体電池評価・標準化の早期推進 (事業期間：2020～2030年度) 【事業概要】 ● 自動車分野はCO₂排出の約16%を占め、温暖化対策として電動化が進展している一方、資源制約や製造時排出、リサイクル未確立などの課題を抱えている。 ● 本事業では、蓄電池・モーターの高性能化、省資源化、製造段階の低炭素化、リサイクル技術の実用化に向けた技術開発を行い、電動化を支える基盤技術の確立と、関連産業の競争力強化とサプライチェーンの強靱化を目指す。 ＜特筆すべきマネジメントの工夫例＞ (課題) ■ 全固体電池は、本格的な市場投入前の技術であり、実機レベルでの挙動や信頼性に関するデータが十分に蓄積されておらず、性能・安全評価手法や規格・標準の国際枠組みも十分に確立されていないかった。 (具体的な工夫) ■ NEDOは、製品評価技術基盤機構（NITE）との連携を主導し、基金事業に参画する全固体電池開発OEMが、NITEが運用する全固体電池評価設備を用いた検証を早期に開始できるよう調整した。これにより、OEMは挙動検証を開始でき、標準化に向けた評価項目の検討が進展している。 ■ NEDOは、OEMに対し、標準化の取組に参画することの重要性を示した。その結果、産業界・評価機関・公的機関が連携して全固体電池の標準化を進める枠組みが立ち上がり、評価項目の検討が開始される段階に至った。 (特筆すべき理由) ■ 全固体電池の安全性評価および標準化は、特定企業の設備やデータに依存した評価では汎用性や国際的な説得力を確保できず、競争関係にある事業者間で評価設備の共同活用や情報管理に関する合意形成を自発的に進めることが困難であった。 ■ このため、NEDOの中立的立場を活かしNITEと連携し、複数のOEMを巻き込み関係者間の調整を主導することで、評価設備の共同活用や評価項目の具体化に向けた検討を開始した。 全固体電池の試験を行うNLAB 先端技術評価実験棟 (引用) NITE 全固体電池の試験を企業と共同で初めて実施～次世代蓄電池の評価基盤整備へ https://www.nite.go.jp/gcet/nlab/prs20250313_00001.html		
--	--	--	--

NEDO懸賞金活用型プログラム



(事業期間：2023年度～)

- 本制度は、研究開発目標を掲げた懸賞広告により広く応募を募り、技術シーズの発掘と共同研究等への展開を目的とする。
- 課題設定は外部有識者の議論を踏まえ、制度運営や評価、広報等は専門事業者への委託により実施する。応募成果をコンテスト形式で評価し、目標水準以上の上位成果者に対して懸賞金を交付する。

- リチウムイオン電池に関する懸賞金事業「NEDO Challenge, Li-ion Battery 2025」において株式会社PFU／株式会社IHI 検査計測は1位を受賞し、実用性と再現性を重視した革新的なリチウムイオン電池検知技術を開発した。

- 国内の廃棄物処理施設では、廃棄物に混入したリチウムイオン電池が原因となる発火・火災事故が年間1万件以上発生している。特にモバイルバッテリーや電子タバコなど電池搭載製品の普及により、火災リスクは年々深刻化している。
- 本技術はこうした課題を抜本的に解決するものとして開発された。廃棄物処理ライン上で取得されるX線透過画像をAIが解析することで、ごみへ混入したリチウムイオン電池を高精度に検知し、従来の目視確認や簡易センサーでは見逃しがちであった電池を、破砕工程に入る前に除去することを可能としている。
- **本成果は製品化に至り、『Raptor VISION BATTERY』として2025年10月に提供が開始された。**



LiB検知システムの概要



「検知部」では2方向からX線を使って透過画像を撮影

(参考)株式会社PFU 年間1万件超の廃棄物処理施設の火災を防ぐ AI×X線でリチウムイオン電池を見抜く「Raptor VISION BATTERY」を提供開始 (2025年10月31日)
<https://www.pfu.ricoh.com/news/2025/news251031.html>

大阪・関西万博を活用した研究開発成果等の発信①



グリーンイノベーション基金事業 ②次世代型太陽電池の開発

- 実施者である積水化学工業株式会社が実用化事業において開発した**モジュールを西口バスターミナルの屋根に取り付け実証**を実施した。
- 重量制約があり湾曲している**シェルター箇所等に設置可能なフィルム型モジュール**を蓄電池と併設し、発電電力は夜間の**LED照明等の電力として使用**された。本件は日本経済新聞社等複数のメディアによって紹介された。



西ゲート・バスターミナルの屋根に設置されている様子（屋根の上で湾曲した形で実装）

グリーンイノベーション基金事業
⑨CO₂を用いたコンクリート等製造技術開発

- ① サテライトでは、**環境型資源型コンクリートによる最先鋭の取り組み**、**打設設備が実用するところ、研究開発を実際に展開**。これらの取組は、環境性能が特高安全性を備えた先進事例として高く評価され、国際企業と協賛財団財労協及びJPO-WIPO AWARDの受賞するなど、国際的評価にもつながった。
- ② 未来の都市はバリエーションをフルに生かす、バイオマス発電所や清掃工場が都市の中心のCO2を削減し、**環境型資源型コンクリート製ベンチを設置し、人々が公共空間に促して休養できる形を展示**を行った。加えて、**土・石・灰石資源型には休養できる形で展示にとどまらず、簡便・低価格などへの応用展開をクイズとして販売するところ、研究開発成果を生活に近い形で訴求した。**
- ③ サテライトおよび展示イベントは実装後**来場者数30万人**を超える、NEDOの研究開発成果が社会実装段階へと広く広がることになると、来場者期後もナバルティ展開を通じた継続的なPRにつながる仕掛けを構築した。



CUCO®-SUICOMドーム (サステナドーム)



環境配慮型コンクリート製ベンチ



◀人工石灰石を使ったクリアファイル
(引用)住友大阪セメント セメント・コンクリート研究所
EXPO2025 大阪・関西万博
<https://www.soc-lab.jp/expo2025/index.html>

	研究開発マネジメントの主な実績 大阪・関西万博を活用した研究開発成果等の発信② 2025年4月13日から10月13日まで開催されていた「大阪・関西万博」において、以下のような工夫した情報発信や顕著な成果の展示を行っていた。 官民による若手研究者発掘支援事業 ■ 事業内の開発成果である培養細胞から培養肉を作製する3Dプリンターを大阪・関西万博で展示し、日本経済新聞など複数紙に掲載された。 ■ また、実験の様子や事業者インタビューがTBSテレビなど複数のテレビ番組で放送された。培養肉をめくっては、日本国内でも培養肉に関するガイドライン制定に向け準備が進められており、今後の市場の形成が見込まれる。 ■ 本事業では実施計画上の研究開発目標としても全て達成済みで、培養肉の生産に必要な不可欠な3Dプリンターの試作品開発に成功している。 培養肉を作製する3Dプリンター ムーンショット型研究開発事業 ■ 大阪・関西万博会場において、DAC（Direct Air Capture）技術の実証を通じ、長期間の安定稼働を社会に示すとともに、回収したCO₂はメタン・ドライアイス化され、一部は都市ガスとして利用した。同一サイトで回収から利用を一連として行うのは世界初。 ■ この成果を広く社会に認知してもらうため、NEDOが結節点となり、都市ガス（環境省）やドライアイス（GI事業）のグリーン化の取り組みと連携し、「回収から利用まで」を一体的に体感できる見学ツアーを行った。これらの取組はNHK、テレビ東京、日経新聞など国内外の主要メディアで取り上げられ、来場者に限らない幅広い層への情報発信につながった。 ■ DAC実証はEXPO INNOVATION AWARDにおいて「The Expo Special Recognition Award for Cross Sectoral Enlightenment」を受賞するなど、国際的にも高い評価を得た。また、将来の事業化や国際的な連携を見据え、内閣府等と連携してムーンショット目標に関するブース展示を実施し、各種技術を視覚的・直感的に理解できる展示を行った。 DAC実証機		
【評価軸】 NEDOのPMgr及びPTメンバーが研究開発マネジメントを的確に実施していたか。 【関連する評価指標】 追跡調査結果で事業者が「NEDO担当者が重要な役割を果たした」と回答した率	○指標 1－2 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合について、令和7年度の実績は以下の通り。 51.0％ （159件／312件） ※達成度 127％		
	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 （1）イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）やディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発・海外技術実証、さらには事業開発活動を大規模かつシームレスに支援した。また、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップの実用化研究開発や量産化実証、事業開発活動の支援を行った。 経営人材候補等の育成や外部からの専門家人材等の参画を促す取組等として、研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（SSA）や大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（MPM）も併せて実施した。 研究開発成果の調達を見据えた、大企業等とスタートアップ間の連携を強化するとともに、大企業等の経営課題の解決に取り組むスタートアップの取組を支援した。 多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として、内閣府が司令塔となって、省庁横断	【評価の根拠】 NEPでは、支援したスタートアップ2社が外部投資家から事業性について評価され資金調達に至ったほか、機構の事業を通じて4社が事業会社等との連携を進展させた。 MPMでは、経営人材とスタートアップのマッチング及び関係構築を支援することで、経営人材が関わる大学発スタートアップ8社の新規創出に至った。 事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出を目的とした事業では、実施した勉強会やセミナーにて高い関心が確認された会社に対して機構の他施策を接続した。この結果、NEPには2社が採択され、施策間の有機的な連携による成果が得られた。 ディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証を支援する事業では、これまでに支援した116社の外部資金調達が進展し、令和7年度の調達額は700億円を上回った。海外企業との販売提携を開始するなど海	

	的に実施する「日本版ＳＢＩＲ制度」の一翼を担うＳＢＩＲ推進プログラムを実施した。 グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行った。 令和７年度は、各事業で以下の実施状況となっている。 ●ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP） 開拓コース：応募件数136件、採択件数58件 躍進コース：応募件数170件、採択件数30件 ●ディープテック・スタートアップ支援事業 第7回公募：応募件数69件、採択件数14件 第8回公募：応募件数85件、採択件数13件 第9回公募：応募件数80件、採択件数8件 ●GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業 第4回公募：応募件数13件、採択件数4件 第5回公募：応募件数15件、採択件数2件 第6回公募：応募件数19件、採択件数3件 ●研究開発型スタートアップ支援人材育成プログラム（SSA） 第9期：応募件数71人、採択件数40人 第10期：応募件数76人、採択件数40人 ●大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（MPM）：応募件数19件、採択件数10件（うち4件加速枠） ●大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業 H i Pフェーズ（調査事業）：応募件数5件、採択件数1件 H i Pフェーズ（実証事業）：応募件数10件、採択件数3件 P o Pフェーズ（P o P）：応募件数10件(20者)、採択件数6件(12者) P o Pフェーズ（G X P o P）：応募件数3件(6者)、採択件数3件(6者) ●ＳＢＩＲ推進プログラム 連結型：応募件数47件、採択件数9件（うち1件ステージゲート審査通過者） 一気通貫型：応募件数37件、採択件数18件（うち7件ステージゲート審査通過者） ●ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（UPP事業） 第1回公募：応募件数4件、採択件数3件 第2回公募：応募件数2件、採択件数1件 ●GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（GX_UPP事業） 第1回公募：応募件数1件、採択件数1件 第2回公募：応募件数2件、採択件数1件	外展開が具体的に進展した例もあるなど、顕著な成果が得られた。 - 起業家支援に係る相互協力を新たに2大学と締結、P l u s ではワンストップ窓口として100件を超える相談に対応した他中小企業基盤整備機構の実施する「J-Goodtech」へ8社を接続するなど、スタートアップ・エコシステムを構築するとともに連携による成果を創出した。 - 大阪・関西万博で経済産業省等と共催した「Global Startup EXP0 2025」では、関係機関と連携し国際的なパートナーシップ構築と世界発信の機会を提供した。機構が経済産業省に紹介し招聘した米国ベンチャーキャピタル（V C）Alumni VenturesのC E Oが基調講演において150億円規模のJapan Fund設立を発表するに至り、海外連携の深化に貢献した。 - 海外展開支援プログラム「Immersion Program」では、2015年度米国コース参加者が起業したAlpacaDB Inc. が、令和8年1月に1.5億ドルの調達を発表。評価額が11.5億ドルに達し、米国において日本人だけで創業したスタートアップとして初めてユニコーン企業となった。 【外部評価委員（指標2－1）の主なコメント】 - 新規の支援策なども加わっており、研究開発から事業化までの支援がより充実し、事業者にとっても分かりやすい支援メニューとなった印象。 - 経営人材の確保やカーブアウトの支援など、昨年度から継続した取組が進んでおり、今回はマッチング支援に繋がったことは評価。また、イベント等もアウトカムが出ているため、非常によい取組と認識。 - 大企業等とのスタートアップ連携・調達加速化事業については、ＳＢＩＲ等の政府調達に向けて大企業との連携はますます重要となっていることや、今後カーブアウトにも繋がる可能性があることから、非常に社会的意義が大きい事業として高い期待を持っている。 - 事業開発支援事業について、R F Iを踏まえて分野設定に活用するとともに、通年受付から説明会、公募へとつなぐ一連の取組により提案しやすい環境整備が図られていると思われる。 - 事業化、量産化の過程においての大企業の巻き込みについては、大企業側のC V Cや新規事業開発部門のみならず、調達担当となる購買部門なども巻き込んだうえで、スムーズな連携が重要となる。大企業側とのコミットメントを高められるよう、今後のアプローチについて検討を行ってい	
	（2）関係機関とのネットワーク構築 オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（J O I C）の活動の一環としてメール媒体を中心にオープンイノベーションに係る各種情報の発信等を実施し		

	た。また、テーマ／分野別にD T S U事業者を中心にピッチの機会を提供した（5回）他、連携相手となり得る事業会社や支援者を対象にワークショップ（3回）を実施、さらに万博サイドイベント含め地方でのドリームピッチ（地域のスタートアップと自治体・官公庁・支援機関が連携するピッチイベント）を開催した（5回）。 スタートアップ支援機関連携協定（P l u s）については、P l u s 参画機関のスタートアップ支援担当者同士の勉強会を開催した。その他、説明会や展示会等での連携を3件、P l u s 参画機関が実施するイベント・公募等の情報を、他のP l u s 参画機関のメールマガジン等で発信するなどの相互情報発信を11件実施した。 大阪・関西万博で経済産業省等と共催した「Global Startup EXP0 2025」では、機構として国内スタートアップの国際的なパートナーシップ構築及び世界に発信する機会の提供に貢献し、結果として国内外のスタートアップ145社がブースを出展し、来場者数は約9,500人、1,194件の商談が成立するに至り、国内外の起業家、投資家の交流促進等に寄与した。起業家の育成・支援をワンストップで行う支援拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center（K－N I C）」では、機構のスタートアップ支援事業などの公的支援事業での採択を目標とした短期アクセラレーションプログラム「K－N I C ハンズオンプログラム」、各分野の専門家によるアドバイス、想定顧客ヒアリング、ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（N E P）／開拓コースの不合格者のフォローアッププログラム、メンバー会員同士の交流会の実施など、目的に応じた多様な支援メニューを実施した。 ベンチャーキャピタルとの関係強化の取組として、ディープテック・スタートアップ支援事業等において関わりのあるベンチャーキャピタル等に対し、事業紹介や意見交換を行っている。	ただくとよい。 • 地方でのスタートアップ系の人材不足は顕著であるため、地方の大学発スタートアップにおける経営人材確保支援など、今後より一層の取組に期待。	
	（3）特定公募型研究開発業務の実施 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 ディープテック・スタートアップ支援事業について、令和7年度も通年で公募を実施し、第7回採択審査では14件を採択し、交付決定手続きを完了した。さらに第8回採択審査では13件を採択し、交付手続きを完了した。加えて、第9回採択審査では8件を採択し、交付手続きを進めている。また、事業の実施状況については4半期ごとに経済産業省に適切に報告している。		

【評価軸】 NEDOとして質の高い研究開発マネジメントが行われているか。 【関連する評価指標】 当該年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※指標 2－1 の評価結果(X)とS～D評価の関係は以下の通り整理される。 S相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 A相当：2.5≦X、 B相当：2.0≦X<2.5、 C相当：1.5≦X<2.0、 D相当：X<1.5 【モニタリング指標】 NEDOが支援したスタートアップの株式上場（IPO）等（アウトカム）	○指標 2－1 【重要度高】【困難度高】 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、令和7年度の実績は以下の通り。 2.75点 ※達成度 138% 【外部評価委員会 委員名簿】 <table><tr><td>委員長</td><td>寺野 稔</td><td>国立大学法人北陸先端科学技術大学院 大学長</td></tr><tr><td>委員</td><td>池村 隆司</td><td>三井住友信託銀行 執行役員 イノベーション企業推進部部長</td></tr><tr><td>委員</td><td>仮屋 蘭 聡一</td><td>グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社 エグゼクティブ・アドバイザー</td></tr><tr><td>委員</td><td>近藤 晋</td><td>株式会社日本能率協会コンサルティング 取締役</td></tr><tr><td>委員</td><td>東出 浩教</td><td>早稲田大学大学院商学研究科 教授</td></tr></table>	委員長	寺野 稔	国立大学法人北陸先端科学技術大学院 大学長	委員	池村 隆司	三井住友信託銀行 執行役員 イノベーション企業推進部部長	委員	仮屋 蘭 聡一	グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社 エグゼクティブ・アドバイザー	委員	近藤 晋	株式会社日本能率協会コンサルティング 取締役	委員	東出 浩教	早稲田大学大学院商学研究科 教授		
委員長	寺野 稔	国立大学法人北陸先端科学技術大学院 大学長																
委員	池村 隆司	三井住友信託銀行 執行役員 イノベーション企業推進部部長																
委員	仮屋 蘭 聡一	グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社 エグゼクティブ・アドバイザー																
委員	近藤 晋	株式会社日本能率協会コンサルティング 取締役																
委員	東出 浩教	早稲田大学大学院商学研究科 教授																
【評価軸】 NEDO担当者がスタートアップに対して研究開発マネジメントを的確に実施していたか。 【関連する評価指標】 追跡調査結果で事業者がNEDO担当者の対応に①「満足している」「非常に満足している」と回答した率及び②「非常に満足している」と回答した率	○指標 2－2 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で、関係者が機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率、かつ「非常に満足している」と回答した率について、令和7年度の実績は以下の通り。 ①「満足している」「非常に満足している」と回答した率：96.5%（55件／57件） ②「非常に満足している」と回答した率：70.2%（40件／57件） ※達成度 201%																	
【評価軸】 NEDO全体として、中堅企業・中小企業・スタートア	（4）その他の取組 令和7年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合の実績は16.3%となった。																	

ップのNEDO事業への参画が行われているか。 【モニタリング指標】 毎事業年度における新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの比率			
	3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （1）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 今年度は、国内外の革新的技術の探索と市場動向の分析を通じ、政策当局へのエビデンス提供機能の強化に取り組んだ。 具体的には、所掌する技術分野全体の市場・政策・技術動向を俯瞰し、日本が新たにに取り組むべき領域や取り組みを強化すべき13のフロンティア領域等を探索、特定し提案する、報告書「Innovation Outlook Ver.1.0」を、7月に機構のホームページに公表した。あわせて、当該領域の社会実装に向けた事業化可能性等を見極めるため、フロンティア育成事業の公募に向けて、情報提供依頼（RFI）を通じた研究テーマ候補の収集・具体化を実施した。その後、9月にはフォーラムを開催し、当該領域の幅広い層への紹介や、ポスターセッション等での意見交換を通じて、フロンティア育成事業の公募に向けて、研究開発課題を具体化した。これらを踏まえ、フロンティア領域等に基づく5つの新たな研究開発課題を対象に、令和8年1月に委託先の公募を実施した。 令和6年度に公募を行ったフロンティア育成事業では、「極点マテリアル」及び「地下未利用資源の活用」について令和7年5月に採択決定するとともに、プログラムディレクター（PD）を設置し、各領域の推進状況の確認やイノベーション戦略の検討や個別テーマの進捗状況確認や技術動向共有等のため、外部有識者を活用した領域推進委員会及び分科会を開催した。PDにより技術開発から社会実装に至るまで一貫したマネジメントを実現するため、米国ARPA-E（エネルギー高等研究計画局）型の取組を情報収集し、採択審査プロセスや事業運営のプロセスに反映した。 政策動向も勘案した政策当局との議論として、経済産業省イノベーション政策課の週定例会に継続参加し、活動成果を共有した。加えて、「3機関会合」（イノベーション政策課、技術流出対策室、特許庁、産総研及びTSC）を月1回開催し、技術流出防止や先端技術戦略に関する議論を深めた。さらに、内閣府主催の関係機関連絡会（経済産業省、文部科学省、NISTEP、JST CRDS、NEDO TSC）に隔月参加し、政策立案に活用される情報を発信した。内閣府の「重要技術領域検討ワーキンググループ（第4回）」において機構の取組を発信した。 グリーンイノベーション基金事業の俯瞰調査の結果やサプライチェーンの市場動向等をタイムリーに政策当局に提供した。これにより、市場動向に基づき国が対応すべき事項等を具体化した。 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）によるNEDO法の一部改正によ	【評価の根拠】 - 世界的な注目に先立ち、天然水素に関する国内外の先行的な取組について、海外スタートアップ経営者へのヒアリング等を通してトップレベルの情報収集・分析を行った。得られた知見を基に増進型天然水素の社会実装に必要な技術開発やロードマップを取りまとめたイノベーション戦略案を策定し、フロンティア育成事業の新規公募に繋げた。さらに国内外のイベント・国際会議等を通じて情報発信を行い、プレーヤー拡大に寄与したことに加え、読売新聞夕刊一面トップに機構の最新の取組を含めた天然水素の記事が掲載されるなど同領域の社会的認知度の向上に至った。 - フロンティア育成事業では、米国ARPA-E型マネジメント手法に係る調査・分析から得られた示唆を踏まえ、RFIによって幅広くアイデアを集め、PDと提案者（企業・大学等）の議論を通じて戦略・プロジェクトをアジャイルに見直しながら練り上げるマネジメント手法を新たに取り入れた。ワシントン事務所と連携し得たハイレベルな協力関係のもと、TSCが独自にARPA-EプログラムのPDとの意見交換・交流を行い、運用実態を把握したことで機構への応用が実現した。 「Innovation Outlook Ver.1.0」を公開するとともに、さらに新たな領域を提案する増補版を取りまとめた。増補版では新たにブレインテック・ニューロテック領域及び幾何×情報に基づく産業基盤の高度化領域を取り上げ、これまで機構で取り組んだことのない領域を開拓した。 - 内閣府設置ワーキンググループにおける注目分野の情報提供、中小企業庁主催「アトツギ甲子園」の技術的評価に対する助言など、政策エビデンスの提供を通じて国の施策に貢献した。さらに、定期的な情報提供が、経済産業省が策定した「半導体・デジタル産業戦略の今後の方向性」に活用されるなどの成果も得られた。 【外部評価委員（指標3－1）の主なコメント】 - 対面でのネットワーク構築など、文献では取れない情報を集める取組は非常に重要で評価できる。	

	って追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（NEDO法第 15 条第8号の2）については、機構に対して助言依頼のあった5件について事業者との会合等を実施し、オープン・クローズ戦略策定のための助言を行った。 その他、グローバルな最先端技術動向や市場動向の調査を実施し、経済産業省と協力関係を構築しつつ、TSCの技術情報収集・分析に関する機能を強化し、政策エビデンス提供を行った。国外の情報収集の手法としては海外事務所を最大限活用し、グローバルな技術動向や市場動向の把握を進めた。具体的にはワシントン事務所を通じて米国ARPA-E新長官との関係を構築し、欧州事務所では7月の日欧首脳会談共同声明付属書に機構とJRC（共同研究センター）との協力を規定し、10月にはJRCを訪問して研究開発動向や今後の連携可能性等について意見交換を実施した。また、上記事務所の他、シリコンバレー・バンコク・ジャカルタ・北京・ニューデリー事務所との間で現地状況に関する意見交換を実施し、英国Innovative UK、台湾ITRI、シンガポールA*STAR、OECDなどとの意見交換を通じて、国際的な情報収集のネットワークを強化した。 技術シーズ発掘の観点で、大学（16件）、国研（7件）の役員クラスと面談し、大学の経営方針や最新技術情報を収集した。NISTEPとの意見交換を通じて政策形成に資する情報を共有した。また、フロンティア育成事業の実施期間中から社会実装に向けた道筋を付けるため、企業、金融機関、投資家との意見交換を行ったほか、日本政策金融公庫向け講義を通じて意見交換を予定し、産業界との情報共有を強化した。 中小企業庁からの依頼を受け「イノベーション・プロデューサー推進会議」に理事長が参加し、機構の中小企業支援施策を紹介した。また、内閣府からの依頼により安全安心シンクタンク機能育成に係る会議に出席し、TSCの取組に基づく示唆を提供した。	- クリティカルマテリアルに関する政策エビデンスの提供は極めて重要で、その情報が政策に反映されている点は大事。 - R I E T Iや大学、研究機関との交流など、ネットワークを広げる活動はとても良い点。いろいろな機関と交流して“根を張っていく”動きは重要で評価できる。 - 多様な分野からPDを登用している点は非常に良い。トップレベル人材を巻き込みながらマネジメントしようとしているのは評価できる。 - イノベーション・アウトルックのようなツールを作り、コミュニケーション手段として活用できている点は有効。世界を俯瞰して“ここが重要”と提示できること自体が価値になっている。 - 天然水素などについて、社会的関心を高めるところまで持ってきたのは大きな成果である。小さなFSから大きなプロジェクトにつなげている点は前進と評価できる。 - ハイレベルの関係構築はよく分かるが、その結果として「何が起きたか」が見えにくい。情報収集プロセスは理解できるが、アウトカムの部分をもう少し示してほしい。 - ELSIなどがイノベーションにおいて重要となってくる。特に、ブレインテックなどはELSIが不可欠。 - アジアはITRIだけでは不十分で、シンガポール、韓国などを考える必要があるのではないかな。 - TSCの取組を英語にして、英語のドキュメントでの発信が重要ではないか。	
	（2）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 先導研究プログラムでは、情報提供依頼（RFI）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえて、TSCが取りまとめた技術インテリジェンスの活用等を行い令和7年度公募の採択審査を行った結果、計45件の革新的な技術テーマを新たに採択した。現在実施中の32件については、将来のナショナルプロジェクトや共同研究に繋げる観点から技術の革新性及び独創性等を重視し、下半期に中間評価を行った。また、令和8年度公募に向けて、RFIにより得た有望な技術シーズの情報を活用して民間企業や大学・公的研究機関等の関係者間で技術や社会像（ビジョン）の共有・議論を行う「ビジョナリー・インキュベーション・プログラム（VIP）ワークショップ」を開催するとともに、技術シーズに関するRFIを行い、419件の情報提供を受けた。以上を踏まえ、政策ニーズやNEDO戦略ニーズも勘案し、公募に向けた課題設定を10件設定した。 官民による若手研究者発掘支援事業では、計53テーマを新たに採択し、事業を開始した。実施中の事業については、マッチングサポートフェーズの12テーマに対して共同研究フェーズへの移行可否を決定するステージゲート審査を実施した。共同研究フェーズの28テーマに対しては、中間評価による継続可否を決定することで、より成果の実用化の可能性が高いテーマへの支援を見極めた。また、成果の達成度	- 大学連携等のアウトリーチ活動について、令和6年度までの取組に対して、令和7年度にどのような追加的な取組・価値を生み出したのかが分かりにくい。 「特定新需要開拓事業活動に関する計画認定を主務大臣から受けた者からの依頼に応じた助言に係る業務」の評価はTSCの取組の一つであるにもかかわらず、評価全体の1/4を占める。このウェイトが妥当なのか、政策当局にも確認して欲しい。	

	合い及び成果の実用化の可能性に対する終了時評価を15テーマに対して実施した。 さらに、産学連携に関するナレッジ習得を目指す事業者向けのセミナーを5回開催するとともに、若手研究者の研究シーズと企業等の技術ニーズを繋ぐマッチングイベントを12月に開催し、マッチング成立に向けた支援を実施した。 懸賞金型の研究開発事業では、令和6年度に開始した3課題について、応募者に対するメンタリングや開発環境の提供等を行うとともに、来年度のコンテスト等実施に向け準備を進めている。また、令和7年度に開始した9課題については、A I 関連の3課題（G E N I A C - P R I Z E）は本審査を経て受賞者を決定し、残り6課題についても企画運営事業者の選定や懸賞広告の掲載など必要な対応を進めた。さらに、新たな課題の設定について外部有識者からなる委員会において審議し、6課題を設定した。														
【評価軸】 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積が行われているか。 【関連する評価指標】 当該年度の技術インテリジェンス活動について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※指標3－1の評価結果(X)とS～D評価の関係は以下の通り整理される。 S相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が認められる場合、 A相当：2.5≦X、 B相当：2.0≦X<2.5、 C相当：1.5≦X<2.0、 D相当：X<1.5	○指標3－1 【重要度高】【困難度高】 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、令和7年度の実績は以下の通り。 2.69点 ※達成度135% 【外部評価委員会 委員名簿】 <table><tr><td>委員長</td><td>江龍 修</td><td>学校法人藤田学園 藤田医科大学 医工学社会共創センター センター長・教授</td></tr><tr><td>委員</td><td>細田 孝宏</td><td>株式会社JBpress JBpress編集長</td></tr><tr><td>委員</td><td>松尾 真紀子</td><td>国立大学法人東京大学大学院 新領域創成科学研究科 メディカル情報生命専攻 イノベーション政策研究講座 バイオイノベーション政策研究分野 准教授</td></tr><tr><td>委員</td><td>山崎 晃</td><td>学校法人千葉工業大学 社会システム科学部 金融・経営リスク科学科 教授</td></tr></table>	委員長	江龍 修	学校法人藤田学園 藤田医科大学 医工学社会共創センター センター長・教授	委員	細田 孝宏	株式会社JBpress JBpress編集長	委員	松尾 真紀子	国立大学法人東京大学大学院 新領域創成科学研究科 メディカル情報生命専攻 イノベーション政策研究講座 バイオイノベーション政策研究分野 准教授	委員	山崎 晃	学校法人千葉工業大学 社会システム科学部 金融・経営リスク科学科 教授		
委員長	江龍 修	学校法人藤田学園 藤田医科大学 医工学社会共創センター センター長・教授													
委員	細田 孝宏	株式会社JBpress JBpress編集長													
委員	松尾 真紀子	国立大学法人東京大学大学院 新領域創成科学研究科 メディカル情報生命専攻 イノベーション政策研究講座 バイオイノベーション政策研究分野 准教授													
委員	山崎 晃	学校法人千葉工業大学 社会システム科学部 金融・経営リスク科学科 教授													
【評価軸】 技術インテリジェンス活動から得た技術シーズが、実現可能性や波及効果等を確認できる研究開発テーマに繋がったか。 【関連する評価指標】 NEDOが行う技術インテリ	○指標3－2 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率について、令和7年度の実績は以下の通り。 66.7% (4テーマ/6テーマ) ※達成度167%														

ジェンス活動から得た技術シーズを踏まえ新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマに係る外部有識者による終了時評価結果が上位の区分となる比率			
---	--	--	--

	＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
	令和6年度評価における指摘事項	令和8年度計画等への反映状況 (令和7年度における取組・令和8年度計画への反映)	
	経済産業省からNEDOに対して具体的に期待する方向性や加点要素の判断基準などを事前に示すとともに、両者の間で共通した認識を持つよう十分なコミュニケーションをとることが必要である。	- 経済産業省のNEDO所管部署との間で、週1回の定期会合を継続的に開催し、当該会合で業績評価に関する情報を双方で共有しながら、評価の進め方や加点要素に関する論点を都度整理し、認識の齟齬が生じないよう取り組んだ。 - さらに、機構側からは加点要素に該当する取組や具体的な事例を提供し、経済産業省が期待する方向性や加点要素の判断基準について両者間で共通認識を形成した。これらの取組により、経済産業省において、令和8年2月に評価方法の改正も行われ、加点要素の記載が詳細化された結果、業績評価を共通した認識のもとで適正に進めることが可能な体制が整備された。	
	研究開発の成果の社会実装を促進する観点から、研究開発用設備等の委託事業者への譲渡・移管の手続きがスムーズに行えるよう事務手続の改善について、更なる改善を検討すること。	- NEDO資産の譲渡については、委託事業に係る契約書に、事業終了時の取得資産の譲渡に関する条項を盛り込むことで、譲渡契約を別途締結することを不要とするなど、これまで手続の簡素化に努めてきた。また、委託業務で取得したNEDO資産の処分に関しては、機構内に公開している説明資料を常時見直し、事業部門が円滑に処理を行えるような取組を継続して行っている。特に、令和7年度には、資産登録や処分に当たって機構のプロジェクト担当職員が必要な情報を容易に検索できるよう、イントラサイトの改修を実施し、現場の利便性を大幅に向上させた。 - なお、補助事業において取得された財産の取扱いについても改善を検討している。具体的には、経済産業省と協議の上、当該財産の商用転用の考え方を整理し、目的内使用として財産処分手続きを不要とする条件及び手続きの明確化を進めている。	
	スタートアップ支援事業について、事業者から申請などの事務手続について、更なる工夫・改善の余地があるものとする。	スタートアップ支援事業における、事業者による申請や事務手続きに関するサポートについては以下のような取組を行っている。 ○スタートアップ支援に係る全事業において、公募開始時には必ず公募説明会を実施している。説明会では、事業の趣旨や応募要件に加え、審査基準や提案内容の記載ポイントについても説明を行い、質疑応答の機会も設け、記載ミスや要件の誤解を未然に防ぐことで、事務手続きの効率化と円滑化につなげている。 ○起業前や起業直後のスタートアップが主な対象となる事業においては、公募開始直後に、提案書の記載不備の指摘や内容の明確化の助言など、提案書の事前添削を行っている。 ○申請書類の簡素化を進め、起業前のコースでは必要書類2点で応募が可能としている。	

		○VC出資後のスタートアップが主な対象となる事業においては、希望者に対して、評価のポイントや見落としがちな要件などについて、個社ごとに事前の相談対応を行っている。 ○採択後の事務手続きにおいては、機構が事業者を訪問する等により、証憑類の事前確認や契約・検査に係る書面作成支援を行うことで、スタートアップが事業活動に集中できる環境構築に努めている。 今後もこうした取組を継続的に実施し、更なる工夫・改善を行っていく。	
	スタートアップ支援事業について、学生などを対象に起業を促すような支援や起業に関しての教育プログラムの実施などの取り組みを更に強化していただきたい。特に地方での取り組みの強化を期待する。	- 機構では、スタートアップ支援事業において、学生を含む起業前後の段階から起業を後押しする取組や、起業に関する理解・意識醸成を目的として、以下のような取組を実施している。 ○学生起業家による応募も可能な、起業前後の段階から利用できる支援メニューを整備している。令和7年度も起業前のコースへ学生から数十件の応募を受けている。 ○学生や大学研究者の起業を促進するため、高専などを含む全国の大学への説明会を実施しているほか、全国22の大学と起業家支援で相互協力の覚書を結んでおり、地方の大学や学生ともコミュニケーションを図りながら起業の支援を実施している。 ○全国を7ブロックに分け、地域ごとに担当者を配置し、機構のスタートアップ支援事業のPRや応募者の増加を目的とした事業紹介、個別相談対応等も実施している。引き続き、学生への起業を促し、地方においても取組強化に向けた支援を実施していく。 ○大学発・地方発スタートアップが直面する経営人材不足の課題に対応するため、スタートアップの経営者として参画することを志向する人材の発掘や育成、ネットワーク化を行い、大学等との技術シーズや大学発スタートアップとのマッチング支援にも取り組んでいる。 - こうした取組を通じて、エコシステム全体の底上げを図り、大学発・地方発スタートアップが直面する課題の解決に資する支援を実施している。	
	スタートアップの出口戦略として、IPO（新規公開株式）だけにこだわることなく、M&Aやベンチャーキャピタル（VC）からの資金の調達など、選択肢の幅を広げた戦略が必要である。最終的にスタートアップの技術が社会実装され、安定的な資金調達を確保し、企業を成長させることが目的であるとの視点で事業を実施してほしい。	- 機構は、スタートアップの出口戦略として、IPOだけでなく、M&Aやベンチャーキャピタル（VC）からの資金の調達など、スタートアップの個別の状況に応じた戦略がとれるようにスタートアップの成長段階に応じた様々な支援事業を提供している。 - 具体的には、従来の研究開発・実証段階の支援に加え、令和6年度の法律改正により事業開発の支援も実施できるようになり、売上が立たない実用化前の段階においても、10億円規模かつ長期に渡る支援が可能となった。これにより、ディープテックスタートアップの成長課題である「時間」と「資金」を確保することで、戦略の幅を持つことができ、スタートアップは早期のIPOに限らず、腰を据えてVCから資金調達を行い、上場前にさらなる事業拡大を目指すことができる。 - さらに、令和7年度は、革新的な技術の研究開発に取り組んでいるスタートアップと、その製品・サービスの調達・購買を希望する大企業等を対象にした、本格的な調達・購買に至る“ラストワンマイル”段階にあたる製品カスタマイズや製品導入検証に対する支援も新たに開始するなど、スタートアップの技術	

		の社会実装や、大企業との協業の支援を強化している。 引き続き、こうした事業を通じて、スタートアップの成長に貢献していく。	
	海外への市場展開も重要であるが、単に海外で事業を行うだけでなく、海外資金の獲得など日本のスタートアップ・エコシステム発展を意識した取り組みとなるよう、NEDOの役割に期待する。	- 機構では、海外市場への展開そのものにとどまらず、海外資金の獲得やグローバルプレーヤーの参画を通じて、日本のスタートアップ・エコシステム全体の発展につなげる取組も重視している。 - 具体的な取組としては、世界中のディープテックスタートアップエコシステム関係者が一堂に会する国際イベント「Global Startup EXP0 2025」を経済産業省等と共催した。当イベントは大阪・関西万博会場で開催し、機構が支援するスタートアップ46社を含めた計145社が出展等を行うとともに、海外資金の獲得を目指して、日本のスタートアップと海外投資家とのマッチングを行った。また、当イベントを機に米国の著名VCの日本ファンド設立が発表されたが、この設立にも協力し、グローバルプレーヤーによる日本のスタートアップ・エコシステム発展に貢献した。 - さらに、グローバルなチームで日本発の技術を成長させるモデルの確立を目指し、海外起業家が日本で起業したスタートアップの支援も行っており、エコシステム発展を意識した取組を行っている。 - また、海外市場への展開を目的として日本企業が海外企業と行う共同研究開発に対し、機構と海外の研究開発・イノベーション支援機関が連携して、それぞれ自国企業を支援する事業を実施。これまでに7件の国際共同研究開発を支援している。これらの取組を通じ、海外企業・研究機関との連携による研究開発成果の高度化や実用化・事業化の加速を図るとともに、海外を含む外部からの資金調達の実現につなげていく。	
	J S T（国立研究開発法人科学技術振興機構）などの他の政府機関の研究開発制度やスタートアップ支援制度と一層の連携強化を期待する。	- 機構では、J S T（国立研究開発法人科学技術振興機構）をはじめとする他の政府機関の研究開発制度やスタートアップ支援制度との連携強化に取り組んでいる。 - 具体的には、資金配分機能を有する他の政府機関（J S T、AMED、J A X A等）や日本政策投資銀行（D B J）等と研究開発マネジメントに係る意見交換を行い、公募や採択審査のプロセス、委員会活用、研究セキュリティ確保、その他事業運営上の事務手続きについて互いの取組を共有するとともに、合理化・高度化に係る検討を実施した。 - 手続き面のみならず、J S Tとは技術戦略策定や研究開発テーマ検討の段階においても連携を進めており、たとえば、事業化を見据えた研究開発初期段階における戦略的な連携強化を目的に、J S T C R D S（研究開発戦略センター）、A－S T E P（研究成果最適展開支援プログラム）及び未来社会創造事業の関係者とNEDO T S Cとの間で、有望技術シーズの発掘手法や研究開発テーマの選定の考え方について意見交換を実施している。また、J S T事業の機構への橋渡しにも取り組んでおり、J S Tの研究開発プロジェクトの終了前からJ S Tとコミュニケーションを取り情報収集することで、新たなNEDOプロジェクト組成に向けたフロンティア技術分野・融合領域分野に関する戦略策定や先導研究の実施につなげた。 - さらに、スタートアップ支援においても、J S Tを含む政府系機関22機関の間でスタートアップ支援に関するプラットフォーム（P l u s）を創設してお	

		り、P l u s 参画機関の相互協力のもと各支援策によるスタートアップの支援強化を行っている。	
	独立行政法人のシンクタンク機能強化について、内閣府を中心として政府全体で議論されているものと承知しており、関係機関との十分な擦り合わせを実施してほしい。	独立行政法人のシンクタンク機能強化については、内閣府を中心に政府全体で検討が進められているものと認識しており、T S Cとしても当該議論を踏まえつつ対応している。具体的には、シンクタンクの選定及び今後のあり方について、機構職員が審査委員として協力するなど、内閣府の関係会合や検討の場における議論に貢献した。	
	技術インテリジェンスの活動について、日本企業の国際市場展開のための規格化、標準化、規制緩和などの戦略も検討していただきたい。	- 技術インテリジェンス活動においては、日本企業の国際市場展開を見据え、規格化・標準化や規制・ルール形成の動向を含めた戦略的な検討を進めている。具体的には、グリーンイノベーション基金事業における関係者会議（関係省庁、機構内関係部門等）等を通じて、市場動向や技術動向に加え、国際的なルール形成や標準化の動向を踏まえた技術インテリジェンスを関係者に提供している。 - また、「特定新需要開拓事業活動計画認定制度（O C E A Nプロジェクト）」においては、オープン&クローズ戦略の計画認定を受けた企業・大学等に対して機構が助言業務を実施。令和7年度は機構に対して助言依頼のあった5件について事業者との会合等により助言を行った。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	基金事業の適切な管理・執行		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第43条第1項
当該項目の重要度、困難度	【重要度高】 【困難度高】：（指標4－1）	関連する政策評価・行政事業レビュー	ムーンショット型研究開発事業（予算事業ID 017230） ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（予算事業ID 017338） グリーンイノベーション基金事業（予算事業ID 017346） 経済安全保障重要技術育成プログラム（予算事業ID 018026） バイオものづくり革命推進事業（予算事業ID 017249） ディープテック・スタートアップ支援事業（予算事業 ID 017269） 特定半導体基金事業（予算事業ID 017018） 安定供給確保支援事業（予算事業ID 半導体：017958、航空機部品：017701、工作機械及び産業用ロボット：017369、クラウドプログラム：017357、永久磁石：017904、蓄電池：017870、電子部品：018655、無人航空機：022220、人工衛星：022218、ロケット部品：022219）

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		基準値等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	基金管理、審査業務に係る外部有識者の 評点（実績）	4段階評点の平均が最上位または上位の区分 （2.0点以上）	2.58点	2.75点	2.31点	—	—	予算額（千円）	720,806,996	1,256,748,123	1,519,175,983	—	—
	（上記の達成度）	—	129%	138%	116%	—	—	決算額（千円）	308,228,337	405,349,568	366,078,733	—	—
								経常費用（千円）	308,228,505	405,451,381	367,853,798	—	—
								経常利益（千円）	808	△96	△24,954	—	—
								行政コスト（千円）	308,228,505	405,451,381	367,853,798	—	—
								従事人員数	1,492人の内数	1,542人の内数	1,601人の内数	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中長期目標、中長期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
	Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行	<自己評価> ○ 対象となる定量指標 4－1 の結果及び基金管理及び審査業務が適切に実施されていることを踏まえ、「Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行」をB評価とした。 【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 - 巨額の基金の適正かつ効率的な運営のために工夫していることは評価できる。 【評価の根拠】 - 格付け会社から投資適格評価を受けるなど基金の安全性を担保しうる金融機関に資金を預け入れており、また、経済産業省が示す実施要領及び関係法令で許可されておりかつ元本保全性や弾力的な予算執行に適合する方法で資金運用を行うなど、基金管理業務を適切に実施した。 - 各基金の特性を踏まえ管理上の工夫を行った。たとえば、特定半導体生産施設整備等助成業務においては、建物など規模が大きい財産や一度に多数の機器を導入する案件が発生し、従前のルールどおりに取得財産へ管理シールを貼付することが困難となる事例があったが、機構と協議の上で定めた方法により管理できる旨を新たに交付規程に定めたことで、電子的管理等事業者の実務実態に即した柔軟な管理が可能となった。 - 提案者からの応募書類のアクセスを関係者に制限する等適切に管理し、採択審査プロセスにおいては提案者と採択審査委員の利害関係を事前に確認し公平で公正な審査となるよう措置を講じるなど、審査業務を適切に実施した。 【外部評価委員（指標 4－1）の主なコメント】 - 財産の管理等、これまでの規定では対応困難であった課題に対し、柔軟な工夫により解決を図っている点は高く評価できる。 - 経済産業省をはじめ農林水産省、国土交通省、環境省等の関係省庁と適切に調整を行い、新規プロジェクトの立ち上げや既存事業の拡充につなげている。関係省庁との連携の下で予算の再配分を適切に実施しており、基金の効果的・効率的なマネジメントが行われている。 - 基金執行に必要な専門知識を有する人材の確保・強化（出向者・専門調査員の増員等）を進めており、体制面は充実している。 - 機微情報の管理体制の強化や、助成対象資産管理の工夫など、リ		
	① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト 5 G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 5 件の認定特定半導体生産施設整備等計画に従って実施する11件の助成事業に関し、令和 6 年度に引き続き検査及び支払等の執行業務を適切に実施した。また、新規で 1 件の認定特定半導体生産施設整備等計画に従って実施する 1 件の助成事業に関し交付決定した。 特定半導体の安定供給体制の構築・維持に必要なサプライチェーン強靱化に関する調査事業について、5 件実施した。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済産業省において認定された113件の計画について、事業者から交付申請を受け、内容を精査の上、交付決定を行った（一部、交付手続き中のものを含む）。また、交付決定を行った事業者に対して経理指導、中間検査を実施し、円滑な執行に向けて取組を進めた。			
【評価軸】 基金事業の適切な管理・執行が行われているか。 【関連する評価指標】 基金管理、審査業務が適切に実行されているか、特筆すべき政策的要請による取組であること、または、他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしているか等について、外部有識者により構成される委員会における総合評価の評点 ※指標 4－1 の評価結果(X)と S～D 評価の関係は以下の通り整理される。	○指標 4－1 【重要度高】【困難度高】 外部有識者により構成される委員会（外部評価委員会）において、4 段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価を得る目標について、令和 7 年度の実績は以下の通り。 2.31点 ※達成度 116％ 【外部評価委員会 委員名簿】 委員長 宗像 鉄雄 福島大学 共生システム理工学類 特任教授 水素エネルギー総合研究所 所長 委員 原田 文代 株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員 委員 軽部 大 一橋大学 イノベーション研究センター センター長・教授 委員 堺 和人 東洋大学 工業技術研究所 客員研究員 明治大学 理工学部 兼任教員 委員 櫻井 政考 TEAMアライアンス株式会社 代表取締役			

	S相当：2.5≦Xであり 特に顕著な成果が 認められる場合、 A相当：2.5≦X、 B相当：2.0≦X<2.5、 C相当：1.5≦X<2.0、 D相当：X<1.5		スク管理・運用面においても適切な対応がなされている。 ・ 本取組で解決した課題について、他部署においても同様の課題がある場合は、積極的な横展開を検討して欲しい。	
		＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
		令和6年度評価における指摘事項	令和8年度計画等への反映状況 (令和7年度における取組・令和8年度計画への反映)	
		—	—	

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ	業務運営の効率化に関する事項								
当該項目の重要度、困難度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899）					

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	一般管理費・業務経費 の合計（一部を除く） の効率化の実績値	1.10% （毎年度平均）	—	15.01%	8.38%	31.27%	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	（別添）中長期目標、中長期計画、年度計画								
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価		
		主な業務実績等			自己評価		評価		
		Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項			＜自己評価＞		評価		
	1. 柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、前年度比31.27%の効率化を行った。 令和7年度のラスパイレス指数等について以下のとおり公表。 ラスパイレス指数は106.3となっており、国家公務員の給与水準を上回っているが、当機構は技術的知見を駆使した専門性の高いマネジメント業務を実施していることから、大学院卒が高い割合（全体の約4割）を占めており、国家公務員に比べて高い給与水準となっている。 令和7年度支出予算の総額に占める国からの財政支出額は約99.9%と高い割合を占めているが、当機構が実施している日本の産業競争力強化、エネルギー・地球環境問題解決のための産業技術開発関連事業、新エネルギー・省エネルギー関連事業等は、いずれも民間単独で行うことが困難であり、国からの財政支出によって実施されることを前提としていることによるものである。したがって国からの財政支出割合の高さは給与水準の高さと直接結びつくものではないと考えられる。また、当機構の支出総額18,069億円に占める給与、報酬等支給総額104億円の割合は約0.6%であり、割合としては僅少であることから、給与水準は適切であると考えられる。 業務効率化の一環として、改善活動を推進するため部署横断的なプロジェクトチーム（PT）を組成し活動した。			○ 全役職員が生成A I を業務利用できる環境の整備や具体的な活用を進めるなど、業務運営の効率化に資する顕著な成果が得られているため、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」をA評価とした。 【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ・ 生成AIを積極的に活用し、委託・補助業務や資産手続き等、職員の業務の効率化を図るエージェントモデルの構築に取り組んでいることは注目される。 【評価の根拠】 ・ 公的機関として求められる情報セキュリティ、コンプライアンス及び説明責任を確保しつつ、業務効率化と職員の生産性向上を実現するため、生成A I の業務利用を開始に向けた組織的な取組を展開した。利用ルールの整備・周知、プロジェクトチームの先行利用により得られた知見の共有等を経て、11月に機構全体での業務利用を開始した。機構内外からの問い合わせ頻度が高い業務領域を対象にA I エージェントの構築・概念実証を行い、一部は翌年度の機構内公開・利用の目途が立つなど、生成A I の導入が横断的な業務改善にも繋がった。					

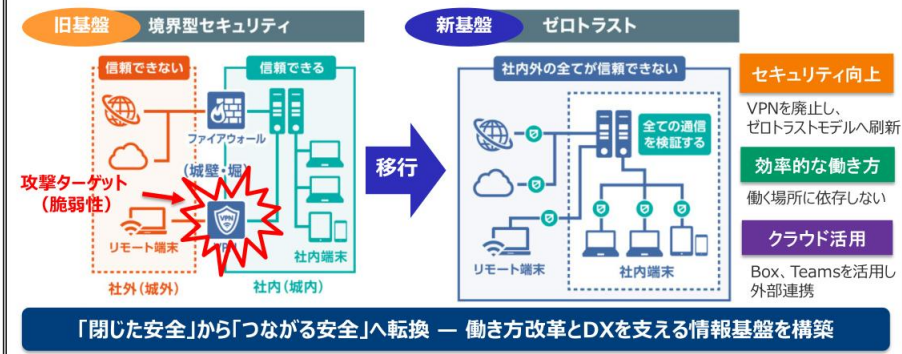
	- 長期処分制限財産の管理方法を検討するP Tでは、過去事業に関する処分制限財産の管理状況の全体像の把握とデータベース化を実施するとともに、今後はシステムで管理できるようプロセスやシステムを見直すことをとりまとめた。 - 生成A Iの業務利用を検討するP Tには延べ25名以上の職員が参画し、有償ライセンスを用い100件を超えるユースケースを作成し、失敗事例も含めて機構内で公開したほか、最新の規程やマニュアルをもとに業務上の質問に回答するA g e n tモデルを構築し、P o C（P r o o f o f C o n c e p t：概念実証）を実施することで、今後の本格利用に向けた足掛かりとした。 - オフィス改革を推進するPTでは、業務の効率化および新たな働き方（業務内容に応じて職員が柔軟に働く場所を選択する）の実現に向けた環境整備を目的として、オフィスのフロア改修を段階的に実施するとともに、座席・会議室・備品を一体的に管理するアプリの導入や、全会議室へのオンライン会議機材の整備等を実施した。また、業務コスト削減のため、各部が担っていた備品・消耗品管理を総務部による一括管理へと運用を変更するなど、業務改善を行った。 事業者向けの制度面・手続面においては、事務処理マニュアルのリニューアル（常用版・詳細版の発刊）、補助員日額の上限撤廃、委託業務における特許出願等に係る経費計上範囲の拡大等の改善を令和7年度から新たに実施した。また、令和8年度制度改善に向け、「N E D O事業に係る業務改善アンケート」を実施し、事業実施者から約93%の肯定的な回答を得た。制度面、手続面等に関する事業実施者への説明については、機構のW e bサイトに説明音声付き動画を掲載することで、周知徹底を図った。	- 事業者の事務処理負担の軽減や利便性向上のため、費用計上ルールの変更等の改善活動を継続して行った。アンケートの結果9割を超える事業者から肯定的な回答を得ており有効な取組であったと認められる。 - 国際的な取組の強化を図るため、ジャカルタ事務所の開設及び本部事業部門の編成見直しにより組織体制を強化した。さらに全国の経済産業局へのN E D Oデスク設置を完了させることで各地域のスタートアップ等との連携体制を強化した。 - 人材育成のため、組織の根幹を支える固有職員に対する研修や国内外大学院への派遣、海外事務所の実施、プロジェクトマネージャー人材を対象とした研修等の取組を着実に進めた。 - 職員のパフォーマンス向上のため、仕事と介護の両立支援窓口の新設やマニュアル拡充、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現する措置を構築するなど、柔軟な働き方ができる環境整備が前進した。 - D X推進のため、機構及び事業者等間で利用する機構の基幹システムの次期導入に向けた取組の継続、情報基盤サービスの刷新による利便性向上とセキュリティ確保の両立等を行った。 - ニュースリリース発信等の報道対応、広報誌のリニューアルによるブランディング強化、研究開発成果を活用したノベルティ制作や展示会を通じた機構の活動のP Rなど、積極的な広報を行った。	
	（2）機動的・効率的な組織・人員体制 国際連携の取組を強化するため、7月にジャカルタ事務所を開設し、さらに国内外の事業を一体的に推進する体制整備として8月に本部事業部門の編成を見直した。また、機構と各地域のスタートアップ等との連携を拡大させるために、令和6年度から経済産業局にN E D Oデスクの設置を進めており、令和7年5月27日に四国経済産業局にN E D Oデスクを設置したことで、全国の経済産業局への設置を完了した。 必要な人員体制を整備するため、定年制固有職員の充実を図るべく、以下の通り職員を採用した。 <新卒採用> 2025年4月：25名入構 2026年4月：20名入構 <キャリア採用> 2025年4月～3月：3名入構 また、産業界、学界等の専門家・有識者について、外部からのアドバイザーとして10名、技術戦略の検討等を行うフェローとして3名を登用した。 なお、外部人材登用にあたっては、利害関係者の有無について逐一確認し、透明性の確保に努めた。		

	(3) 外部能力の活用 消耗品管理、郵便・宅配物の荷受、委員会補助業務等の定型業務について、外注契約の締結を行った。		
	2. 組織の根幹を支える固有職員及びPM g r 人材の育成 (働き方改革) 仕事と介護の両立支援について職員向けマニュアルを拡充すると共に、相談窓口を新設し体制強化を図り、随時、職員からの相談に対しアドバイスや利用できる制度の案内を行った。また、介護離職の防止に向けた取組として、介護に直面する前の段階(40歳)の職員に対して介護両立支援制度に関する早期の情報提供を開始した。 職員の健康保持・増進に向けて高齢職員や女性職員向けに、新たな研修実施の取組を開始した(エイジフレンドリーガイドラインに基づく研修、女性特有の健康課題を学ぶ研修)。 男女とも仕事と育児を両立できるように、法改正により義務化された仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取等について、妊娠申出時や子が3歳になる前に行うなど子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じた。 (人材育成) ・定年制固有職員に対し、各階層別研修、英語研修を実施した。 ・機構職員のプロジェクトマネジメント能力強化のための「プロジェクト運営人材基礎研修」を対面／オンデマンドで10講座、「プロジェクト運営人材上級講座」を対面で4講座実施した。実際にプロジェクトマネジメントで得られた知見を共有するため、機構職員等が講師となる「プロジェクトマネジメント勉強会・プロジェクトマネジメント報告会」を7講座実施した。また、効率的、効果的にプロジェクトマネジメントに関する現場で得られた気づきやノウハウの共有等をPM g r 同士で可能とするような風土醸成を目指す取組として、PM g r 間で情報共有、意見交換を行う会を新設した。 ・機構職員に対し、文書管理、契約・検査、知財管理、システム操作等、各種業務を行う上で必要な研修を対面／オンライン／オンデマンドにて実施した。 ・海外経験を得るための制度として、海外事務所に数か月から半年程度派遣する海外トレーニー制度の運用を継続し、3名の職員を派遣した。 ・国内大学院に1名、海外大学院に1名の職員を派遣しており、自己研鑽を支援する研修補助制度を継続して運用した。 (外部人材の登用) プロジェクト管理等を担う実務経験を有する外部人材3名をキャリア採用した。		
	3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 (次期情報基盤) 次期情報基盤サービスの調達については、令和7年1月に契約を締結し、要件定義、サービス定義及び導入テストを経て11月から本格サービスを稼働し、計画通り移行作業が完了した。大きなトラブルもなくサービス提供を行っている。		

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

情報基盤の刷新：セキュリティ強化と生産性向上を同時に達成

- NEDOは、事業者自らの意思決定を尊重するプロセスコンサルティングの考え方にに基づき、企画立案から技術開発、社会実装まで、**現場に寄り添う伴走型マネジメント**を推進。
- その実効性を高めるには、現場訪問、出張、リモート会議、外部有識者・委員等との継続的な対話を組み合わせた、**場所にとわれない柔軟な業務遂行が不可欠**。
- 2025年10月に情報基盤サービスを刷新し、PC性能の向上、Box・Teamsによる外部連携等を整備。Web会議、資料共有、共同作業を円滑化し、**職員の生産性と外部コミュニケーションの質を向上**。
- あわせて、**ゼロトラスト**の考え方にに基づき、利用場所や端末にかかわらず常時認証・検証を行う仕組みを導入。**多様な働き方と高いセキュリティを両立し、NEDOの伴走支援機能を支える基盤を構築**。



(Project Management Officeの支援実績)

D X推進会議を7回実施し、機構全体に係るD X施策を議論し実行を推進した。

(クラウドサービスの活用実績)

全職員への「Microsoft 365」または「情報基盤サービス（メール、We b会議、ポータル等）」や人事評価サービス及び名刺共有サービスの提供など、S a a Sを引き続き活用している。また、令和6年11月からP Tを結成し検証や運用ルールの方策定を行ってきた生成A Iの業務活用について、運用ルールや利活用ユースケースを策定し11月から利用を開始した。さらに、機構内の高度なナレッジマネジメントの実現を目指すマニュアル高度化P Tへ合流。令和8年4月を目途に機構内の専門的なナレッジに応答するA Iエージェントの構築を予定している。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

生成AIを活用した業務効率化の推進

- NEDOでは、生成AIの業務活用について、公的機関として求められる情報セキュリティ、コンプライアンス及び説明責任を確保しつつ、業務効率化と職員の生産性向上を実現するため、組織的な取組を展開した。
 - 生成AIの業務利用を検討するプロジェクトチーム（PT）を設置し、文書作成支援、問い合わせ対応、調査・分析、翻訳、要約、資料作成等、幅広い業務分野を対象に、5件を超えるユーザーズを作成し、成功事例に加えて失敗事例も含めて体系的に整理し、機構内に公開した。これにより、生成AI活用における効果と限界の双方を共有し、現場職員が適切に活用判断を行える環境を整備した。
 - 生成AI活用に伴うリスクへの対応として、政府統一基準や政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）等を踏まえ、機構独自の運用ルール・利用者向け規程を策定、改訂し、研修やイントラサイト（生成AI HUB）を通じて全職員への周知徹底を図った。
 - 導入準備を入念に行なった上で、2025年11月から生成AIの業務利用を正式に開始し、全機構的な利活用ユーザー移行。入力データが再学習に使われない環境を構築、機密性・2情報または1力可能とする一方、出力結果の取扱い、ログ監査、シャドーAI対策などを明確化し、利便性・リスクのバランスをとった運用方針を策定した。また、研修の実施や、サポート体制を整備し、安心して利用できる環境を構築した。
 - AI技術の特性である「ハルシネーションによる業務品質の低下を防ぐため」、①AIフレンドリーなマニュアルへ改定、②最新版の参照するよう保存場所の標準化とラベリング指定、③標準プロンプトの設計に取組め、委託・補助業務や資産手続系等、職員から要望の高い18種類のAgentを構築し、PoC（概念実証）を実施した。これにより、今後の本格展開に向けた技術的・運用的な知見を蓄積した。

(業務プロセスのデジタル化の実績)

令和元年から利用している機構及び事業者等の間で利用する機構の基幹システムについて、令和7年2月末に策定した次期システムの導入に向けたシステム化構想と計画を継続推進。機能要件定義書レビューを10月末に完了し、令和8年2月に入札説明会を実施した。マスターデータ管理については11月に契約を締結し、基本設計に着手した。

4. 積極的な広報の推進

産業界をはじめとする国民全般に対し情報発信を図るべく、ニュースリリース等を通じた報道機関への積極的な発信、訴求するターゲットに即した効果的な記事・動画等コンテンツの制作を行った。あわせて、Webサイトのリニューアル等の更なる改善を行い、活用の推進を図った。具体的取組は下記の通り。

- ・ニュースリリースを74件発信し、記者会見・イベント・現地見学対応29件、取材対応84件を行った結果、メディア露出の成果は、新聞記事2,209件、テレビ放映27件、WEBメディア3,920件となった。また、「プロマネ進化指針」に関して理事長記者会見を実施し、広く取り組みを発信した。
- ・社会受容性向上に資するコンテンツとして昨年度より継続して日刊工業新聞で連載記事を掲載し、同記事を機構が運営する「Focus NEDO Web Magazine」およびSNSへ展開し、接触層の拡大と認知向上を図った。
- ・機構内広報マインドの醸成を目的に、メディア対応研修と危機管理広報研修を実施。危機管理広報研修は、対応時を想定し部長以上の職員を必須受講者として開催した。
- ・広報誌「Focus NEDO」とNEDO Web Magazine を統合・再編し、「Focus NEDO Web Magazine」としてリニューアルし、デザインの刷新によるブランディング強化を実施。新規コンテンツとして、新規記事13本、動画4本を公開した。
- ・グリーンイノベーション基金事業の取り組みや成果を効果的に発信すべく、同事業特設サイトに日本語版記事16件、英語版10件を公開した。また、大阪・関西万博

		で披露された成果を紹介するコンテンツとして、記事3本、動画1本（日英）を公開。プロジェクトの進捗状況や成果をより分かりやすく発信すべくグリーンイノベーション基金事業特設サイトのリニューアルを完了したほか、G I 基金の取り組みや成果を簡潔に伝えるPR動画を公開した。 ・昨年度実施した展示会に関する調査で得た知見・ノウハウをマニュアル化し、機構内に展開。各展示会で統一したブランドイメージを創出できるブース作りを実施。成果をPRすべく、NEDO成果を活用したノベルティ2種を制作。展示会に加え、MET I こどもデーや創エネ・あかりパークに出展し、NEDOの活動を広くPRしたほか、展示会の開催に合わせて、ショート動画を作成し、Y o u T u b e 等で積極的な配信を行った。		
		5. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上 （1）外部評価活用と自己改革の徹底 令和7年度に評価対象であった全ての事業について、機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築し、必要性、効率性、有効性の観点から評価を実施した。中間評価結果をその後の事業運営に反映させ、終了時評価結果は以後の機構のマネジメントの改善に活用予定である。		
		（2）適切な調達の実施 「調達等合理化計画」に基づく取組として、これまで競争参加者拡大のため取り組んできた入札予定の事前公表、SNSによる最新情報の発信、研究開発事業等の委託事業の公募において一者応募だった場合の公募期間の延長、仕様書の見直しの検討等を通じて、引き続き競争性の確保に努めた。 調達等合理化計画に基づき 事前点検対象となる競争性のない随意契約33件については、全ての案件を契約・交付審査委員会において事前点検した。 契約監視委員会を開催し、前年度の契約の点検・見直しを行った結果、競争性のない随意契約の必要性や一者応札・応募の改善に向けた取組の妥当性について、同委員会において了承を得たところであるが、引き続き、公募期間の延長や仕様書の見直し等に取り組む、一般競争入札による契約を原則として、競争性の確保に努めた。		
		<課題と対応>※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
		令和6年度評価における指摘事項	令和8年度計画等への反映状況 (令和7年度における取組・令和8年度計画への反映)	
		—	—	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	期末における運営費交付金債務残高	—	—	462億円	1,078億円	1,256億円	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
（別添）中長期目標、中長期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
	IV. 財務内容の改善に関する事項	＜自己評価＞ ○ 着実な業務運営がなされていることから「IV. 財務内容の改善に関する事項」をB評価とした。		
	1. 財務運営の適正化 第5期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、業務の効率化と財務健全化の観点から、特殊法人から承継した民間企業からの出資金に関し、①維持する必要性が低下していること、②令和6年度の期中監事監査（令和6年10月）において、当機構監事から民間出資金の今後の方向性について検討を行うよう指摘があったことを踏まえ、金利動向等を勘案しつつ、その全額を対象として払戻しを実施するべく、第5期中長期計画変更の申請・認可を受け、令和7年度計画変更の届出を行った。	【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ・ 機構の自己評価が妥当であることを確認した。 【評価の根拠】 ・ 特殊法人から継承した民間企業からの出資金の全額払戻しを進めるため、中長期計画及び年度計画の変更を行った。 ・ 繰越欠損金の減少のため、引き続き基盤技術研究促進事業について売上等の状況把握を行った。 ・ 運営費交付金債務の抑制のため、執行管理を着実に行之、予算再配分による追加予算措置を講じた。		
	4. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、残り1件について企業化状況報告を受けている状況。事業者において収益等が生じた場合、引き続き適切な調査・回収に努める。			
	5. 自己収入の増加へ向けた取組 運営費交付金の預金の運用等により、自己収入の獲得に努めた。			
	6. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 年度末における運営費交付金債務の抑制を見据え、事業の進捗状況の把握と予算の執行管理に取り組み、執行が困難な事業に係る予算状況を精査した。また、国内外の動向を踏まえた研究開発ニーズに迅速に対応するため、予算再配分による期中の追加予算措置を講じ、費用化の促進に資する取組を実施した。加えて、年度末時点で契約締結済又は交付決定済に至っていない事業の状況調査を実施し、未契約・			

		未交付決定の理由を把握するとともに、翌年度の追加予算措置の実施に向けた検討を行い、これらを通じて、適切な予算の執行管理及び費用化の促進に取り組んだ。		
		7. 短期借入金の限度額 (実績無し)		
		8. 剰余金の使途 令和7年度末の利益剰余金は、3勘定（一般勘定、電源利用勘定、エネルギー需給勘定）で主に研究開発資産売却収入等で46億円を計上した。なお、これらの利益は、総務省の示す認定基準に合致しないことから、目的積立金の申請はしていない。		
		9. その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画 (該当無し)		
		(2) 人事に関する計画 （再掲）定年制固有職員の充実を図るべく、以下の通り職員を採用した。このうち、外部人材の登用に関しては、プロジェクト管理等を担う実務経験を有する外部人材3名をキャリア採用した。 ＜新卒採用＞ 令和7年4月：25名入構 令和8年4月：20名入構 ＜キャリア採用＞ 令和7年4月～3月：3名入構		
		(3) 中長期目標の期間を超える債務負担 (実績なし)		
		(4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途 (記載事項なし)		
		＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
		令和6年度評価における指摘事項	令和8年度計画等への反映状況 (令和7年度における取組・令和8年度計画への反映)	
		—	—	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（予算事業ID 003889） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般管理費（エネルギー需給勘定）（予算事業ID 003899）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
（別添）中長期目標、中長期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
	V. その他業務運営に関する重要事項	<自己評価> ○ 着実な業務運営がなされていることから「V. その他業務運営に関する重要事項」をB評価とした。 【外部有識者（業績評価点検委員）の主な意見】 ・ 機構の自己評価が妥当であることを確認した。 【評価の根拠】 ・ 全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施、留意事項等のイントラネット掲載による周知を行った。 ・ 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を実施した。 ・ 公益通報等に対して、事業者の調査、契約解除、補助金交付等の停止措置を講じ、適切に不正事案に対処した。 ・ 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」の改訂を踏まえた情報セキュリティ規程等の見直しと、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO／IEC27001の外部審査による認証更新を実施した。 ・ 技術流出の経路の多様化や手法の巧妙化を踏まえ、研究開発の入口から出口までの全段階を対象とした技術流出防止策の基本方針を新たに策定し、次年度以降の重要事業へ適用する体制を整備した。あわせて、機構内運用マニュアルや対外向けWEBサイトを整備し、組織内外への周知・運用基盤を強化した。		
	1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進 内部統制に関する取組については、内部統制・リスク管理推進委員会において、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行うとともに、令和7年度の行動計画を策定し、機構内に周知した。 コンプライアンスの取組については、新規入構職員全員を対象に、機構が果たすべき責任・役割を十分認識させることを目的としたコンプライアンス基礎研修を実施する等、各種研修を随時実施するとともに、役職員のコンプライアンス意識向上のため、業務実施上の留意事項やコンプライアンス関連の各種情報をイントラネットに掲載することにより周知し、外部講師によるコンプライアンス研修を開催した。 監査については独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を実施した。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、事業者向けに対してはNE DO W e bサイトに説明音声付き動画を掲載し、機構内向けには研修や、契約・検査担当者を対象とした会議を開催することで、契約検査事務や制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応などについて周知徹底を図った。 不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するほか、事業者の調査、契約解除、補助金交付等の停止措置を講じて適切に対応するとともに、契約・検査専門職員等に対して特別検査研修を行うことで検査実務の能力向上を図った。また、情報提供や過去の不正事案を踏まえた臨時検査について、経費計上に疑			

		義が生じた事業者に対して、事業担当部と連携し着実に対応した。		
		2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」が令和6年7月に一部改定されたことを受け、NEDO情報セキュリティ規定類の改正を行うとともに、必要な実施手順書等の改訂と新規作成を行った。 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO/IEC27001について、10月に外部審査を受審し、認証更新を行った。		
		3. 技術流出の防止 (再掲)各事業の実施に当たり、外国為替及び外国貿易法等の現行の国内法令を遵守することはもとより、技術流出の経路の多様化や手法の巧妙化が進んでいる状況を踏まえ、研究開発の入口から出口までの段階に応じた技術流出防止策を講じるべく、経済安全保障上、重要であると指定を受けた研究開発事業を行うに当たり、技術流出防止策を着実に推進するための全体方針を整備した。具体的には、技術流出防止措置、研究セキュリティ確保、安全保障貿易管理の各種の技術流出防止策をとりまとめた「NEDO研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」を新たに作成し、次年度以降の対象事業に適用していくこととした。また、本運用開始に向けて、機構内向けに運用マニュアルを新たに整備したとともに、対外的にも機構の方針や取組を発信するべく、技術流出防止策に関するWEBサイトも新たに整備した。 その他、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和6年5月17日法律第27号）への対応については、今後政府方針が示された場合には適切な対応を行う予定である。		
		4. 情報公開・個人情報保護の推進 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき適切に対応するとともに、毎月、情報公開・個人情報保護研修を実施した。		
		＜課題と対応＞※独立行政法人通則法第二十八条の四に基づく評価結果の反映状況		
		令和6年度評価における指摘事項	令和8年度計画等への反映状況 (令和7年度における取組・令和8年度計画への反映)	
		—	—	

4. その他参考情報
令和7年10月6日付で会計検査院から会計検査院法第36条の規定に基づき、基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いが適切なものとなるよう改善の処置の要求を受けた件については、経済産業省と協議し対応を進めている。

項目別調書 NO	対応する中長期目標	対応する中長期計画	対応する年度計画
I. — 1 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い研究開発に対し、N E D Oの資金提供と研究開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業及び研究開発に伴って実施する技術の有効性を確認するための実証事業である。テーマ公募型事業は、技術分野や研究開発課題を指定した上で、民間企業等から幅広く提案を募る形態による研究開発事業である。 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行うものとする。なお、各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトマネージャー（以下「P M g r」という。）が中心となるP Tを組むことを基本とする。P M g rは事業の成果・効果を最大化させるため、実務責任者として担当事業全体の進行を計画・管理し、事業遂行にかかる業務を統括する。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、産業構造審議会経済産業政策新基軸部会において、N E D Oに導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積・整備し、従来型の研究開発手法を変えていく制度として、導入を進める。	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い研究開発に対し、機構の資金提供と研究開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業及び研究開発に伴って実施する技術の有効性を確認するための実証事業である。テーマ公募型事業は、技術分野や研究開発課題を指定した上で、民間企業等から幅広く提案を募る形態による研究開発事業である。 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行う。なお、各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトマネージャー（以下「P M g r」という。）が中心となるP Tを組むことを基本とする。 P M g rは事業の成果・効果を最大化させるため、実務責任者として担当事業全体の進行を計画・管理し、事業遂行にかかる業務を統括する。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、産業構造審議会経済産業政策新基軸部会において、機構に導入するとされている懸賞金制度については、先導研究等の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを蓄積・整備し、従来型の研究開発手法を変えていく制度として、導入を進める。	I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション¹創出への貢献 研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。 ※脚注記載 1 ここでの「イノベーション」としては、（1）社会・顧客の課題解決につながる革新的な手法（技術・アイデア）や既存手法の新たな組合せで新たな価値（製品・サービス等）を創造し、（2）社会・顧客の普及・浸透を通じて、（3）ビジネス上の対価（キャッシュ）の獲得、社会課題解決に貢献する一連の活動を念頭に置いている。 （1）ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行う。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。 また、懸賞金制度については、懸賞金活用型の事業の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを引き続き蓄積する。

	① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国やNEDOイノベーション戦略センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示すものとする。また、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討することとする。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行うものとする。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ	① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国や機構のイノベーション戦略センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 経済産業省が概算要求で行う事前評価に必要な応じて協力するとともに、概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示す。また、中長期視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画に反映する。特に研究開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討する。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行う。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ	① 事業の企画立案 事業の企画立案においては、国や機構のイノベーション戦略センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。 概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示す。また、中長期視点や世界市場も見据えた視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画等に反映する。特に研究開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討する。 ② 事業の実施 事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行う。 委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。 さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ
--	---	---	---

	規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和５年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。 加えて、NEDOの研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。 研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、NEDOとして、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行うものとする。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及びNEDOとしての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。 また、NEDOは、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製	規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則令和５年度以降開始する全ての交付金事業に導入する。 加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。 研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、機構として、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行う。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行う。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及び機構としての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表する。 また、機構は、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたら	規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモチベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためのインセンティブを与える仕組みを、原則新たに開始する交付金事業に導入する。加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。 研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、機構として、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案したり、知財・標準化戦略の内容を踏まえた事業の実施を通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めるなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行う。 さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行う。 ③ 事業開始後の評価 各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA³ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及び機構としての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表する。 また、機構は、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたら
--	---	---	---

	品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第1期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されるところ、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。さらに、第5期中長期目標期間のNEDOの研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行うものとする。 ※脚注記載 3 OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 国際実証・国際共同研究事業は、非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及び外国の研究開発機関等と連携し、相互の強みを持ち寄って行う国際共同研究プロジェクト等の事業である。こうした海外実証等を通じて、我が国の先進的技術の国内外での普及を図る。 各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトチーム長が中心となるPTを組むことを基本とし、本事業の特性を踏まえた上で、1.（1）に準じて、業務を行うものとする。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ① ムーンショット型研究開発事業	した経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第1期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されるところ、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。さらに、第5期中長期目標期間の機構の研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行う。 ※脚注記載 3 OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 国際実証・国際共同研究事業は、非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及び外国の研究開発機関等と連携し、相互の強みを持ち寄って行う国際共同研究プロジェクト等の事業である。こうした海外実証等を通じて、我が国の先進的技術の国内外での普及を図る。 各事業の企画立案・実施・評価にあたっては、プロジェクトチーム長が中心となるPTを組むことを基本とし、本事業の特性を踏まえた上で、1.（1）に準じて、業務を行う。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ① ムーンショット型研究開発事業	した経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第1期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されるところ、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。 さらに、第5期中長期目標期間の機構の研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行う。 ※脚注記載 2 OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。 （2）国際実証・国際共同研究事業の実施 エネルギー関連産業の国内外への展開と、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、さらに日本のエネルギーセキュリティへの貢献、各国の政策、規制環境等を踏まえ、我が国が強みを有する技術を核に、必要に応じて相手国政府機関・企業等と共同で海外実証事業等を実施する。 加えて、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に資するため、二国間クレジット制度（JCM）等を活用して、我が国の優れた低炭素技術・システムの海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、我が国のJCMクレジット獲得を目指す。 （3）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。 ① ムーンショット型研究開発事業
--	---	--	--

	総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、NEDOは、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。	総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、機構は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）の任命、プロジェクトマネージャーの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担う。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。	総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、機構は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）のもと、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担う。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価する。
	② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、NEDOは、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行うものとする。	② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、機構は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行う。	② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 経済産業省が策定する研究開発計画に従い、機構は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行う。
	③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、NEDOは、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。本基金事業の実施にあたり、NEDOは、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WGへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場	③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、機構は、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。本基金事業の実施にあたり、機構は、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WGへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査、	③ グリーンイノベーション基金事業 経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、機構は、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。 具体的には、令和7年度は、引き続き本基金の管理・運用を適切に行い、担当省庁のプロジェクト担当課室に対して「研究開発・社会実装計画」の作成・変更を支援し、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務を円滑に進める。その際、プロジェクトマネージャーの選任等により事業推進体制を構築し、技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステージゲートの審査を行い、重

	動向の調査、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担うものとする。ただし、本基金事業で対象とする研究開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものとするべきであるため、開発の途中段階における進捗確認やその評価が実施者の過度の負担にならないように配慮する。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。NE D O は、国の研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想を実現するため、PD 又はプログラム・オフィサーを任命し、研究開発課題の進捗管理・評価等を行うものとする。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。NE D O は、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。 （４）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議 I C E F (Innovation for Cool Earth Forum) 等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。 さらに、日本の技術の海外展開と海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとって W i n－W i n の関係となるような連携の推進を図る。	本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担っている。ただし、本基金事業で対象とする研究開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものとするべきであるため、開発の途中段階における進捗確認やその評価が実施者の過度の負担にならないように配慮する。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。機構は、国の研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想を実現するため、PD 又はプログラム・オフィサーを任命し、研究開発課題の進捗管理・評価等を行う。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。機構は、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。 （４）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議 I C E F (Innovation for Cool Earth Forum) 等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進める。 さらに、日本の技術の海外展開と海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとって W i n－W i n の関係となるような連携の推進を図る。	点分野における技術・市場動向の調査等を実施する。プロジェクトの進捗についてはWGへ報告を行い、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表も行う。さらに、本基金事業の特設サイト構築やイベント開催等を通じた戦略的広報に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。 ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。 令和７年度は、国が策定した研究開発構想に基づき、プロジェクトの公募や採択、ま た、これまでに採択を終えたプロジェクトについて、その進捗管理等を行う。 ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、令和７年度は、前年度採択された案件について、社会実装・技術推進委員会等の外部有識者の知見をいかしつつ、イノベーションの創出及び研究開発成果の社会実装に繋がる実用化研究開発・実証に向けた事業を継続的に支援するとともに、第３回公募の採択審査において提案された事業の審査・採択を行い、支援を開始する。 （４）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 第 12 回 “Innovation for Cool Earth Forum (I C E F) ” を実施する。令和７年度は、I C E F の主要テーマである「カーボンニュートラル」の実現に向け、技術及び社会基盤のイノベーションを促進するべく、引き続き議論を深化させる。また、国際機関との連携を引き続き実施するとともに、海外における国際会議において I C E F の成果を発表するなど、気候変動問題の解決に向けた更なるイノベーションの促進に貢献していく。 また、日本の技術の海外展開の促進及び海外における研究開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を発展させる。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとって W i n－W i n の関係となるような連携の推進を図る。
--	--	--	--

	（５）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 2 9 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施するものとする。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施するものとする。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述 3.（１）に記載する T S C を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行うものとする。 なお、N E D O が上記（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すこと、また、（４）及び（５）の取組を着実にを行うことを目的として、以下のとおり定量指標を設定する （定量指標） 指標 1－1：当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①N E D O として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫やN E D O の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標	（５）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述 3.（１）に記載する T S C を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行う。 なお、機構として上記（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげること、また、（４）及び（５）の取組を着実にを行うこととし、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標 1－1 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①機構として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫や機構の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。	（５）各事業における技術流出の防止 各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究セキュリティ・インテグリティの確保に向けた対応や事業者における技術流出防止措置の取組などが求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述 3.（１）に記載する T S C を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に係るプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行う。 なお、機構として上記（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげること、また、（４）及び（５）の取組を着実にを行うこととし、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標 1－1 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①機構として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫や機構の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。
--	---	---	---

	とする。【重要度高】【困難度高】 指標 1－2：NEDOが行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、NEDOが選ばれた割合 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間の実績平均は、32.2%）。(アウトカム指標) ＜目標水準の考え方＞ 指標 1－1：NEDOは、高度な研究開発マネジメントを実施し研究開発成果を得て、その成果を速やかに企業等の事業化・社会実装に繋げることを支援する役割が求められており、NEDOの研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかを評価するための定量指標を設けることとする。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 指標 1－2：NEDOは、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中でも高い割合を求めることを目標とする。 NEDOは、平成26年度からPMgr制度を導入して、NEDOがより主体的にプロジェクトマネジメントを推進している。本指標は、NEDOのPMgr及びPTメンバーがプロジェクトを的確にマネジメントできていたか、それがプロジェクト実施者を含むステークホルダーにどう評価されているかを、的確に調査を行うことで測定するものである。この割合を高めることは、各プロジェクトにおけるPMgr及びPTメンバーの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントの貢献を評価する指標としても適切なものである。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 1－1 【重要度高】：NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた高度な研究開発マネジメントを行って研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすること	指標 1－2 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間の実績平均は、32.2%）。(アウトカム指標)	指標 1－2 機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合 40%以上を目指す。(アウトカム指標)
--	--	--	--

	が最も重要である。 【困難度高】: 本定量指標は、幅広い技術分野や政策目的に応じた研究開発プロジェクト等に対して、専門的知見、人的ネットワーク、マネジメントスキル等を駆使し、個々のプロジェクトや事業者の実情に応じたマネジメントの工夫、及び事業者が創出する研究開発成果を求める困難度の高い指標である。		
I. ー2 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、NEDOは、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、NEDOにおけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 NEDOはこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、機構は、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、機構におけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 機構はこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、下記のディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ	2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、機構は、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、機構におけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 機構はこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 令和7年度には、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、下記のディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マ

	の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）が一部改正され、NEDOによるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（NEDO法第15条第3号の2）。本補助業務は、情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、GX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行うものとする。 ※脚注記載 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 5 今般のNEDO法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（VC）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。	プ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）が一部改正され、機構によるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（NEDO法第15条第3号の2）。本補助業務は、情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、GX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行う。 ※脚注記載 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 5 今般のNEDO法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（VC）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。	ネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）が一部改正され、機構によるディープテック³分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁴（NEDO法第15条第3号の2）。本補助業務は、情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、GX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行う。 ※脚注記載 3 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 4 今般のNEDO法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（VC）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。
--	--	---	---

	（２）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。 NEDOとして、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化することとする。 第５期中長期目標期間においても、新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （３）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック・スタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 また、NEDOが２．（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すため、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標２－１：当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会	（２）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。 機構として、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）の運営等を通じ、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援機関連携協定（Plus）の取組等を通じ、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化する。 第５期中長期目標期間においても新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （３）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック・スタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 また、機構として２．（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標２－１ 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、	（２）関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。 機構として、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）の運営等を通じ、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援機関連携協定（Plus）の取り組み等を通じ、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化する。 令和７年度においても新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取組を実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。 （３）特定公募型研究開発業務の実施 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。 ① ディープテック・スタートアップ支援事業 スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック・スタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。 令和７年度においては、通年で公募を実施し、年度内に複数回の採択を行いディープテック・スタートアップへの支援を行う。また、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。 なお、機構として２．（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標２－１ 当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、
--	--	--	--

	社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（IPO）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】 指標 2－2：NEDOが行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、NEDO担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率 85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率 35%以上を目指す(第4期中長期目標期間中における実績値:「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%)。(アウトカム指標) ＜目標水準の考え方＞ 指標 2－1：NEDOのスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための定量指標を設けることとする。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 指標 2－2：NEDOは、第4期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員1人当たりの業務が増加しているが、その中でも同レベル以上の割合を求める。 NEDOは、起業時の支援やベンチャーキャピタルと連携した研究開発支援、さらに、事業会社との連携支援を行うことによって研究開発型スタートアップの成長を支援している。本指標は、NEDOの担当者がスタートアップに対して伴走型のきめ細かな支援が実行できているか、ステークホルダーであるスタートアップにどのように評価されているかを直接測定するものである。この割合を高めることは、NEDOの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントによるスタートアップの成長支援に貢献できているか評価する指標として適切なものである。	資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（IPO）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 指標 2－2 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率35%以上を目指す(第4期中長期目標期間中における実績値:「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%)。(アウトカム指標)	資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（IPO）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 指標 2－2 機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率35%以上を目指す。(アウトカム指標)
--	--	---	---

	<重要度高・困難度高の設定理由> 指標 2－1 【重要度高】: N E D Oは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた研究開発型スタートアップの育成に係る研究開発マネジメントを行ってスタートアップの成長を支援する組織である。このため、N E D Oが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることがもっとも重要である。 【困難度高】: 本指標は、リスクの高い研究開発を行いながら新規性のある事業を志向し急成長を図るが故に、将来の事業性の判断が極めて困難な研究開発型スタートアップに対して、民間資金等と連携した適切な伴走支援の提供や、多段階選抜方式による段階的支援、個々のニーズに応じたマッチング等の機会の創出等を適時組み合わせ、高度かつきめ細やかなマネジメントを実施することを求める困難度の高い指標である。 （４）その他の取組 N E D Oの各種事業に積極的に「中堅企業・中小企業・スタートアップ」を参画させていくことを目的に第４期中長期目標において、N E D O全体として毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合 20%以上とする数値目標を設定していたところ、第５期中長期目標においては、これを30%に引き上げ努力目標として運用することにより、N E D O事業に中堅企業・中小企業・スタートアップの参画を促すこととする。		
I．－3 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能	3．政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （１）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 T S Cを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がも	3．政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （１）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 T S Cを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がも	3．政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス⁵の強化・蓄積 ※脚注記載 5 ここでの「技術インテリジェンス」とは、国内外の技術、研究開発動向等に関して収集された情報について、分析、加工され解釈を付加されたものを指している。 （１）政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 T S Cを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がも

	たらず将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献するものとする。 そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）によるN E D O法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（N E D O法第15条第8号の2）について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン&クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、N E D Oのオープン&クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。なお、「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。	たらず将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献する。 そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組む。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは「技術戦略」の策定を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）によるN E D O法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（N E D O法第15条第8号の2）について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン&クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、機構のオープン&クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。なお、「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞く。また、知財・標準については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。	たらず将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献する。 そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組む。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。 政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは技術戦略の策定等を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）によるN E D O 法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（N E D O法第15条第8号の2）について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン&クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、機構のオープン&クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。なお、「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞く。また、知財・標準化については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。
--	--	--	---

	さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S C の技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、N E D O 事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、N E D O の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、N E D O でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げるものとする。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S C が取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を導入し、我が国の新産業創出に向けて課題の解決に資するシーズを発掘する。 N E D O が技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むことを促すため、以下の定量指標を掲げ、その達成状況を評価するものとする。	さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S C の技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2 0 2 2 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、機構の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、機構でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げる。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S C が取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、技術課題や社会課題の解決に向け、多様なアイデアを取り込むため、コンテスト形式による懸賞金型の研究開発方式を導入し、我が国の新産業創出に向けて課題の解決に資するシーズを発掘する。 機構として技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むこととし、以下の定量指標を掲げ、その達成状況を評価する。	さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S C の技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上のための体制強化に引き続き取り組むとともに、事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。 加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。 さらに、機構の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、機構でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。 （２）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献 新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムや官民による若手研究者発掘支援事業を推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等やスタートアップの創出等に繋げる。 先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえてT S C が取りまとめた技術インテリジェンスを活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。 また、懸賞金活用型の研究開発事業においては、関係部署との協力のもと、令和 6 年度に設定した公募対象課題についてのコンテスト実施・懸賞金交付に向けた業務の推進及び新たなコンテスト実施に向けた新規課題の設定や企画運営業務を推進する。 機構として技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むこととし、以下の定量指標を掲げ、その達成状況を評価する。
--	--	--	--

	(定量指標) 指標 3－1：外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務の実施状況の4つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】 指標 3－2：NEDOが行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間における実績平均：40.6%）。（アウトカム指標） ＜目標水準の考え方＞ 指標 3－1：TSCを中心として、国内外の研究開発動向に関する情報を収集・分析し、成果を政策遂行のためのエビデンスとして政策当局に提供するとともに、成果を発信していくことが期待される。一連の活動は高い専門性が求められること、活動の成果の定量的な把握が困難な場合もあることから、活動全体に対する総合的な評価を実施し、その評点を指標として設定する。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 指標 3－2：NEDOは、技術インテリジェンス活動から得た社会課題の解決に向けた技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題を設定して、広く先導研究事業者を公募して先導研究を実施している。本指標は、NEDOの技術インテリジェンス活動によって得た技術シーズについて、事業者の先導研究終了時における評価結果を通じて、その技術シーズの社会実装実現性や波及効果等を評価することにより、NEDOの技術インテリジェンス活動が適切であったかを判断するものである。この割合を高めることは、単にNEDOの技術インテリジェンス活動の結果を評価するだけでなく、より質の高い技術インテリジェンス活動に繋げる指標としても適切なものである。	(定量指標) 指標 3－1 外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務の実施状況の4つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 指標 3－2 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40%以上を目指す（第4期中長期目標期間における実績平均：40.6%）。（アウトカム指標）	(定量指標) 指標 3－1 TSCの活動に対して、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務の実施状況の4つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 指標 3－2 機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率 40%以上を目指す。（アウトカム指標）
--	---	--	---

	＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 3－1 【重要度高】：T S Cには、最新の研究開発動向やグローバル市場獲得に向けた展望を把握した上で、国内外の有望技術の発掘や中長期の研究開発動向・分析により、産業構造全体を包括した政策エビデンスの提供が求められている。また、民間企業が研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、グローバル市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、国として取り組むべき「戦略分野」の見極めを行ったうえで、中長期的な研究開発を支援していくことが求められている。このため、N E D Oの技術インテリジェンス機能の向上は、その戦略分野の見極めを行う役割と同時に産業技術政策を遂行する上で重要かつ優先度が高い取組であり、本指標の重要度は高い。 【困難度高】：N E D Oの技術インテリジェンス活動には、国内外の様々な機関において実施された調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、研究論文・特許調査や国内外の多数の研究者や技術分野の専門家との直接対話等を行うことで、その技術的内容を理解し、必要な情報を整理・蓄積・活用できるよう多様な技術ベンチマークを整理することが必要。また、政策エビデンスの提供にあたっては、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめる必要がある。これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った情報収集・分析による技術インテリジェンス機能強化と蓄積、その成果としての政策エビデンスの提供は、相当の困難性が伴うため、本指標の困難度は高い。		
Ⅱ 基金事業の適切な管理・執行	Ⅳ．基金事業の適切な管理・執行 N E D Oの中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行うものとする。	Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行 機構の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行う。	Ⅱ．基金事業の適切な管理・執行 機構の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。 このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行う。

	① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 ＮＥＤＯは、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和２年法律第３７号）第２９条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済安全保障推進法第４２条第２項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人としてＮＥＤＯが指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から当該特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していくものとする。 ＮＥＤＯは経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、ＮＥＤＯ法第１６条の６に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。 （定量指標） 指標４－１：外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】 <目標水準の考え方> 指標４－１：銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制	① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 機構は、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和２年法律第３７号）第２９条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済安全保障推進法第４２条第２項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人として機構が指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から当該特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していく。 機構は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、ＮＥＤＯ法第１６条の６に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。 （定量指標） 指標４－１ 外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。	① ムーンショット型研究開発事業（再掲） ② ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲） ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲） ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲） ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲） ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲） ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務 機構は、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和２年法律第３７号）第２９条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。 令和７年度は、昨年度までに交付決定をした継続事業及び今年度新たに交付申請される新規事業について、適切に執行管理を行っていく。 ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務 経済安全保障推進法第４２条第２項の規定に基づき、安定供給確保支援独立行政法人として機構が指定されたことを踏まえ、特定重要物資に係る安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していく。 令和７年度は、令和４年度補正予算において造成され、令和５年度補正予算、令和６年度当初予算及び令和６年度補正予算において積み増しが行われた基金に基づいて、過年度に交付決定した事業の執行管理を行うとともに、経済産業省が新たに認定した供給確保計画に基づく事業者からの交付申請について、適切に交付決定を行う。また、これらの交付決定した事業について検査等を適切に行う。 （定量指標） 指標４－１ 外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。
--	---	--	---

	整備等の基金管理のための取り組み及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取り組み等について、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 4－1 【重要度高】【困難度高】：NEDOの基礎的な財務・事業規模（年間約 1,500 億円から約 1,800 億円程度で推移）と比して、格段に大規模な基金について、中長期目標期間を超えて長期間にわたって適切に管理・運営することが必要であり、指標として重要度、困難度が高い。		
Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項	Ⅴ．業務運営の効率化に関する事項 1．柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10%以上の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10%以上の効率化を図るものとする。 また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。 さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明するものとする。また、給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。	Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項 1．柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10%以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10%以上の効率化を図る。 総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。 給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、以下のような観点からの給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。 - 法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 - 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。 - 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 - その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理	Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項 1．柔軟で効率的な業務推進体制 （1）業務の効率化 第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比 1.10%の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.10%の効率化を図る。 総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。 給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、以下のような観点からの給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。 - 法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 - 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。 - 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 - その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解

		解の得られるものとなっているか。	の得られるものとなっているか。
	（２）機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しに努めるものとする。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は令和 6 年度当初予算までの累計で総額約 8.6 兆円規模に達しており、年間約 1,500 億円から約 1,800 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、NEDO による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備については、難易度の高い業務推進体制の構築と位置付けることとする。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。 （３）外部能力の活用 費用対効果、専門性等の観点から、NEDO 自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。 なお、外部委託を活用する際には、NEDO の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。	また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じる。 さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。 （２）機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的かつ効率的な人員配置を行う。また、その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しに努める。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努める。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行う。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は、年間約 1,500 億円から約 1,800 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、機構による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備を行う。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 （３）外部能力の活用 費用対効果、専門性等の観点から、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用する。 なお、外部委託を活用する際には、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮する。	また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じる。 さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。 （２）機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備する。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努める。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行う。 なお、平成 30 年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間 5 年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は、年間約 1,500 億円から約 1,800 億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第 5 期中長期目標期間の 5 年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、機構による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備を行う。 これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 （３）外部能力の活用 外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮しつつ、外部委託の検討を推進する。

	2. 組織の根幹を支える固有職員及びPM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要な専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、O J Tを中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行うものとする。さらに、N E D O職員の外部機関への派遣も含め、PM g r やマネジメント人材の育成に努め、N E D Oのマネジメント能力の底上げを図る。 また、民間企業や大学等の研究開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM g r 人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条第1項の規定に基づきN E D Oが策定した人材活用等に関する方針の下、将来のPM g r 人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・N E D Oを含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PM g r 人材のキャリアパスの確立に貢献するものとするとともに、政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。 3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、ProJect Management Office（P J MO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。N E D O及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達を実施し、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き	2. 組織の根幹を支える固有職員及びPM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要な専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、O J Tを中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行う。さらに、機構職員の外部機関への派遣も含め、PM g r やマネジメント人材の育成に努め、機構のマネジメント能力の底上げを図る。 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条第1項の規定に基づき機構が策定した人材活用等に関する方針の下、将来のPM g r 人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・機構を含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を登用する。政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、ProJect Management Office（P J MO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。機構及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また、利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの調達を実施し、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を	2. 組織の根幹を支える固有職員及びPM g r 人材の育成 環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員をはじめとする機構職員の育成を推進するために以下を行う。 - 働き方の多様性向上に資する取組を引き続き実施する。 - 職位別に必要な能力を身につけるための研修や、業務別・専門研修（経理処理、知的財産等）等、を実施する。また、職員の自律的キャリア形成を後押しするため、プロジェクト運営を含む専門性の向上、海外経験を得るための制度（留学等）の運用を通して、人材育成を推進する。あわせて自己研鑽を支援するための研修補助制度も実施する。 - プロジェクトマネジメントに関する最新の知見やマネジメントの現場で得られた気づきをPM g r ・P T等に提供する研修等を行う。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行う。 3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、ProJect Management Office（P J MO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。 デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。機構及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また次期システムの構築に向けた各種調達と活動を行う。利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの構築を行い、引き続き、オフ
--	---	--	---

	方を支え、業務の効率化を図るものとする。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。 上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4. 積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図り、また、NEDOがこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行うものとする。 5. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上 (1) 外部評価活用と自己改革の徹底 事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNEDO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築するものとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら適切に評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うものとする。 (2) 適切な調達の実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。	支え、業務の効率化を図る。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。 上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4. 積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、機構の取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図り、また、機構がこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行う。 5. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上 (1) 外部評価活用と自己改革の徹底 事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。 (2) 適切な調達の実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。	イス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図る。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。 4. 積極的な広報の推進 産業界を含め、国民全般に対し、機構の取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図るべく、ニュースリリース等を通じた報道機関への積極的な発信、訴求するターゲットに即した効果的な記事・動画等コンテンツの制作を行う。あわせて、Web サイトやSNS等の更なる改善を行い、活用の推進を図る。また、機構がこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするコンテンツの制作等を行う。 5. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上 (1) 外部評価活用と自己改革の徹底 令和7年度に評価を行う事業について、事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。 (2) 適切な調達の実施 「調達等合理化計画」に基づく取組として、特に一者応札・応募については、これまで取り組んできた仕様書の見直し検討、参加要件の検討、公告期間の見直し、情報提供の充実等を通じて、引き続き競争性の確保に努める。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する案件については、事前に機構に設置されている契約・助成審査委員会に報告し、点検する。また、契約監視委員会による契約の点検・見直しの結果を踏まえ、過年度に締結した競争性のない随意契約のうち、可能なものについては競争性のある契約に移行させるなど、契約の公正性、透明性の確保に取り組む。
IV 財務内容の改善に関する事項	VI. 財務内容の改善に関する事項 1. 財務運営の適正化 第5期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。 また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。	IV. 財務内容の改善に関する事項 1. 財務運営の適正化 第5期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、業務の効率化と財務健全化の観点から民間出資金の払い戻しを進めるなど、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。 また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努	IV. 財務内容の改善に関する事項 1. 財務運営の適正化 第5期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、業務の効率化と財務健全化の観点から民間出資金の払い戻しを進めるなど、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。 また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努

	なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。 2. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努めるものとする。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつけるものとする。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行うこととする。 3. 自己収入の増加へ向けた取組 独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化や収益納付以外の手段の検討を行う等、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。 4. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 第4期中長期目標期間においては、海外実証事業における外国政府機関等に起因する遅延や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等から運営費交付金債務が発生しているところ、第5期中長期目標期間においては、各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。	める。 なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。 5. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努める。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつける。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、有価証券の償還期限到来後、不要財産となることが見込まれる財産として、速やかに国庫納付を行う。 6. 自己収入の増加へ向けた取組 独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、経済産業省と調整の上、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化の検討を行う等、補助、委託等を含め事業の性質や内容を踏まえた収益の取扱いについて個別に検討する。さらに、収益納付以外の手段について検討を行うことで、自己収入の獲得に引き続き努める。 7. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 第4期中長期目標期間においては、海外実証事業における外国政府機関等に起因する遅延や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等から運営費交付金債務が発生しているところ、第5期中長期目標期間においては、各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。 8. 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入の遅延、補助金、受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、400 億円とする。 9. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。	める。 なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。 5. 繰越欠損金の減少 基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努める。また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつける。 基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、有価証券の償還期限到来後、不要財産となることが見込まれる財産として、速やかに国庫納付を行う。 6. 自己収入の増加へ向けた取組 独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。 このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、経済産業省と調整の上、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上での納付対象期間の適正化の検討を行う等、補助、委託等を含め事業の性質や内容を踏まえた収益の取扱いについて個別に検討する。さらに、収益納付以外の手段について検討を行うことで、自己収入の獲得に引き続き努める。 7. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 年度末における契約締結済又は交付決定済でない運営費交付金債務を抑制するために、事業の進捗状況の把握等を中心とした予算の執行管理を行い、国内外の状況を踏まえつつ、事業の推進方策を検討し、費用化を促進する。 8. 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入の遅延、補助金、受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、400 億円とする。 9. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。
--	--	--	--

		- 研究開発業務の促進 - 広報並びに成果発表及び成果展示等 - 職員教育、福利厚生の実と施設等の補修、整備 - 事務手続きの一層の簡素化、迅速化及び事業管理の実等を図るための電子化の推進 - 事業実施により発生した債権回収等業務に係る経費 10. その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画（記載事項なし） (2) 人事に関する計画 (参考1) 常勤職員数 ・期初の常勤職員数 1,500人 ・期末の常勤職員数の見積もり：総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。 (参考2) 中長期目標期間中の人件費総額 第5期中長期目標期間中の人件費総額見込み 59,208百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 中長期目標の期間を超える債務負担 中長期目標の期間を超える債務負担については、業務委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中長期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性、適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。 (4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途 前中長期目標期間末に経過勘定として計上し、第5期中長期目標期間中に費用として計上するもの等に充当する。	- 研究開発業務の促進 - 広報並びに成果発表及び成果展示等 - 職員教育、福利厚生の実と施設等の補修、整備 - 事務手続きの一層の簡素化、迅速化及び事業管理の実等を図るための電子化の推進 - 事業実施により発生した債権回収等業務に係る経費 10. その他主務省令で定める事項等 (1) 施設及び設備に関する計画（記載事項なし） (2) 人事に関する計画 第5期中長期計画に記載している人事に関する計画に基づき、必要な措置を講じる。 (3) 中長期目標の期間を超える債務負担 中長期目標の期間を超える債務負担については、業務委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中長期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性、適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。 (4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途（記載事項なし）
V その他業務運営に関する重要事項	VII. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制・リスク管理推進規程を整備し、当該規程に基づく、「内部統制の推進に関する基本方針」の策定、内部統制・リスク管理推進委員会の設置を行い、同委員会で毎年度審議、策定する「行動計画」に基づき、引き続き、着実に推進するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図るものとする。コンプライアンスについては、今後更なる徹底	V. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制・リスク管理推進規程を整備し、当該規程に基づく、「内部統制の推進に関する基本方針」の策定内部統制・リスク管理推進委員会の設置を行い、同委員会で毎年度審議、策定する「行動計画」に基づき、引き続き、着実に推進する。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図る。コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守、法	V. その他業務運営に関する重要事項 1. 法令遵守等内部統制の実及びコンプライアンスの推進 内部統制については、内部統制・リスク管理推進委員会において「行動計画」を定め、同計画に基づいて引き続き着実に推進する。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図る。コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守等のコンプライアンス意識向上を目的とした職員研修や啓発活動等を引き続き推進する。監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を実施する。その際には、

	を図るべく、法令遵守、法人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進するものとする。 監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施するものとする。 不正事案への対処については、NEDOの活動全体の信頼性を確保する上で極めて重要である。公益通報等に対して適切に対応するとともに、研修等による職員の能力向上、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施などにより、NEDOの活動全体の信頼性確保につなげる。	人倫理等のコンプライアンス意識向上のため、職員研修や啓発活動等を引き続き推進する。 監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施する。その際には、監査組織は、単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応など周知徹底を図る。 不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するとともに、研修等による職員の能力向上、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施などにより、機構の活動全体の信頼性確保につなげる。	監査組織は、単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。 不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応など周知徹底を図る。 不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するとともに、契約・検査専門職員等に対して定期的に研修等を行うことで検査実務の能力向上を図り、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施により事業者の適切な経費執行を通じて、機構の活動全体の信頼性確保につなげる。
	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保するものとする。 また、平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証である ISO／IEC 27001 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図るものとする。	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、アフターコロナ下の新しい働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。 また、平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証である ISO／IEC 27001 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図る。	2. 情報セキュリティ対策等の徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に準拠した情報セキュリティ関係規程を遵守し、情報システムの重要度に応じた不正アクセス等に対する強度を確保するとともに、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより業務の安全性、信頼性を確保する。 平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証である ISO／IEC 27001 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図る。
	3. 技術流出の防止 技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外為法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進するものとする。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施するものとする。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施するものとする。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、前述Ⅲ. 3.（1）に記載する TSC を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、	3. 技術流出の防止 技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外為法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究インテグリティの確保に向けた対応が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、前述Ⅰ. 3.（1）に記載する TSC を中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、	3. 技術流出の防止 技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外為法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に向けた対応や事業者における技術流出防止措置の取組などが求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。 また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。 さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進捗に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、前述Ⅰ. 3.（1）に記載する TSC を中

	経済安全保障に関するプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実にを行うものとする。 4. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。	経済安全保障に関するプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実にを行う。 4. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に関するプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実にを行う。 4. 情報公開・個人情報保護の推進 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。
--	--	---	--